

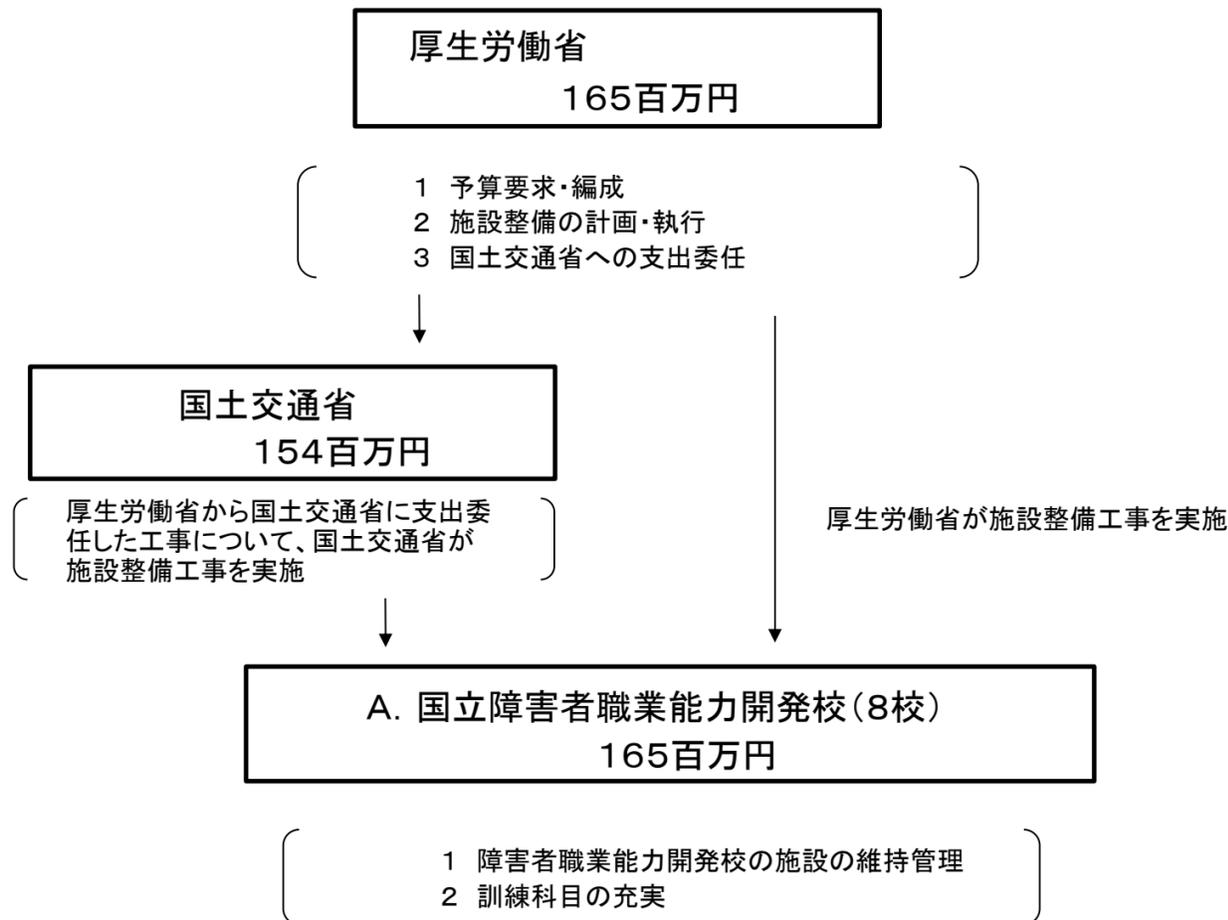
## 平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	障害者職業能力開発校設備等		担当部局庁	職業能力開発局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和22年度		担当課室	能力開発課		能力開発課長 志村 幸久		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	職業能力開発促進法第15条の6第1項、労働者災害補償保険法第29条第1項第1号		関係する計画、通知等	「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定 期間 平成20年度～平成24年度)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して職業訓練を実施する障害者職業能力開発校において、障害特性に適応した専門的な職業訓練を行う上で必要な施設等の整備を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国立障害者職業能力開発校の校舎や機器の老朽化、障害の重度化・多様化に対応した訓練科目の整備に伴い、効率的・効果的な職業訓練を実施するために必要な改修工事や機器整備を行う。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	244	238	219	108	554	
		補正予算						
		繰越し等	▲4					
	計	239	238	219	108	554		
	執行額	237	233	214				
執行率(%)	97.1	97.9	97.7					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	就職率 60%(22～24年度)		成果実績	%	60	65.9	68.6 [速報値]	61
			達成度	%	100.0	109.8	114.3 [速報値]	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	施設・機器整備箇所数		活動実績 (当初見込み)	箇所	6 ( 5 )	10 ( 9 )	15 ( 15 )	— ( 15 )
単位当たりコスト	14,281,049 (円/1箇所)		算出根拠	平成24年度執行額(214,215,730円)/平成24年度施設・機器整備箇所数(15箇所)				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	(目)施設整備費	43	489	耐震改修等工事や建替設計の実施による増				
	(目)庁費	51	49					
	(目)土地建物借料	14	13					
	(目)施設施工旅費	0.1	1					
	(目)施設施工庁費	0.2	2					
	計	108	554					

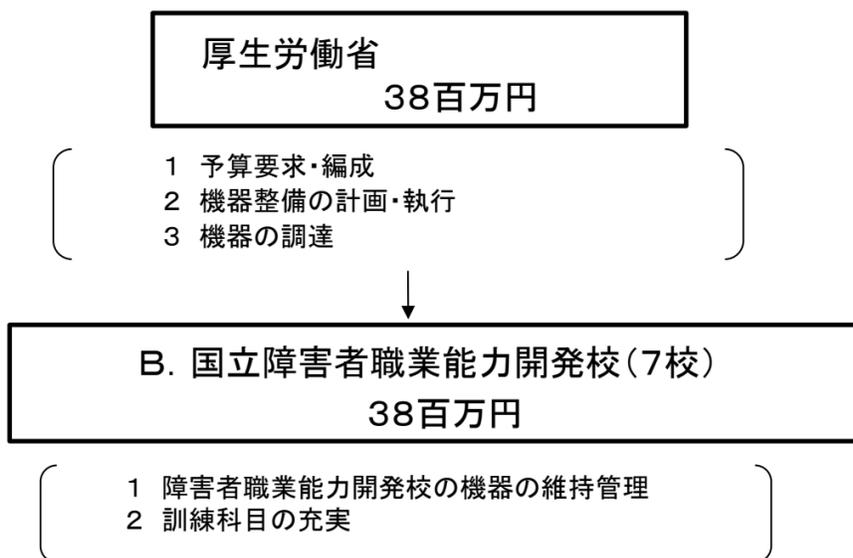
事業所管部局による点検						
	項目			評価	評価に関する説明	
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	ハローワークへの求職障害者が増加する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練内容の充実・向上等が重要である。本事業は訓練内容の充実・向上や訓練生の安全を確保するものであるとともに、国が設立した障害者職業能力開発校の整備等であることから国費を投入する必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である（雇用対策法第4条第1項2号及び8号）。本事業は、職業能力開発促進法第16条に基づき、国が設置した障害者職業能力開発校の整備を行うものであることから国が直接実施している。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である（雇用対策法第4条第1項2号及び8号）。ハローワークへの求職障害者が増加する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練内容の充実・向上等が重要であることから本事業の優先度は高い。	
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			—	—	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			—	—	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	必要最小限の整備費用に限定しているため、最小コストかつ妥当な水準になっている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	施設整備や訓練機器の更新費用など、真に必要な経費に限定されている。	
事業の 有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			—	—	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	職業能力開発校から必要とされる整備等を聴取して緊要度の高いものから執行していることから見込み通りの実績となっている。	
重複 排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	適切な施設整備を行うことにより、障害者に対する効果的かつ安全を確保した上での職業訓練が可能となっていることから、障害特性に対応した専門的な職業訓練機会の確保のために十分に活用されている。	
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—	—	
点検 結果	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名	—		
点検 結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立障害者職業能力開発校の校舎や機器の老朽化、障害の重度化・多様化に対応した訓練科目の見直しに伴い整備をするものであり、今後も効果的・効果的な職業訓練を実施するために緊要度の高い、真に必要な整備を進める。</li> <li>・本件事業においては施設・機器整備箇所数を活動指標として設定しているところ、24年度は当初見込み通りの前年度以上の実績となっており、事業目的に資するものと判断できる。</li> </ul>					
	<p style="text-align: center;"><b>外部有識者の所見</b></p> <p>外部有識者の点検対象外</p>					
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>						
現状 通り	事業の必要性、執行の観点からの評価としては概ね妥当であるが、引き続き効果的な執行に努めること。					
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>						
現状 通り	—					
<b>備考</b>						
<b>関連する過去のレビューシートの事業番号</b>						
	平成22年	659	平成23年	597	平成24年	534

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

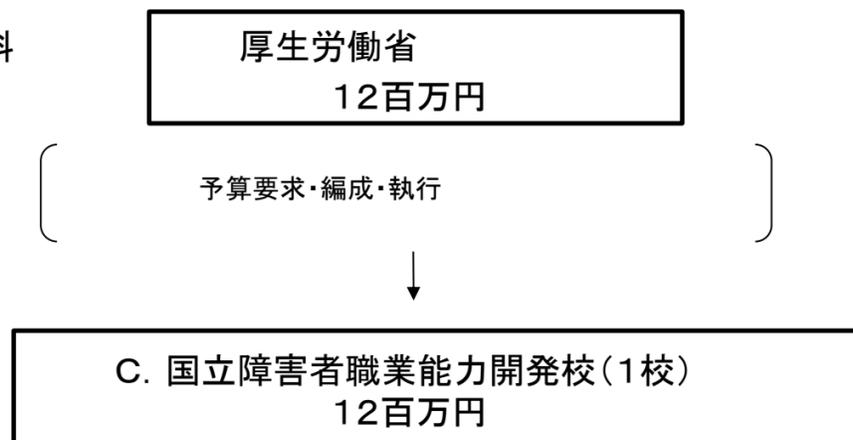
### 施設整備費



### 機器整備費



### 土地借料



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 においてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.宮城障害者職業能力開発校			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
施設整備費	体育館耐震改修工事	48			
計		48	計		0
B.東京障害者職業能力開発校			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
機器整備費	建築CAD訓練用機器	11			
計		11	計		0
C.中央障害者職業能力開発校			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
土地借料	土地借料	12			
計		12	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	宮城障害者職業能力開発校	職業能力開発校の施設の整備	48		
2	福岡障害者職業能力開発校	職業能力開発校の施設の整備	26		
3	石川障害者職業能力開発校	職業能力開発校の施設の整備	24		
4	中央障害者職業能力開発校	職業能力開発校の施設の整備	22		
5	神奈川障害者職業能力開発校	職業能力開発校の施設の整備	15		
6	北海道障害者職業能力開発校	職業能力開発校の施設の整備	11		
7	東京障害者職業能力開発校	職業能力開発校の施設の整備	11		
8	兵庫障害者職業能力開発校	職業能力開発校の施設の整備	8		
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京障害者職業能力開発校	職業能力開発校の機器の整備	11		
2	大阪障害者職業能力開発校	職業能力開発校の機器の整備	6		
3	吉備高原障害者職業能力開発校	職業能力開発校の機器の整備	5		
4	鹿児島障害者職業能力開発校	職業能力開発校の機器の整備	5		
5	北海道障害者職業能力開発校	職業能力開発校の機器の整備	4		
6	中央障害者職業能力開発校	職業能力開発校の機器の整備	3		
7	宮城障害者職業能力開発校	職業能力開発校の機器の整備	3		
8					
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央障害者職業能力開発校	土地借料	12		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

<b>事業名</b>	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費		<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成16年度		<b>担当課室</b>	労災管理課		木原 亜紀生		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第1号、同項第2号、同項第3号、同項第7号及び同項第8号		<b>関係する計画、通知等</b>	独立行政法人労働者健康福祉機構中期目標(第2期) (平成21年2月27日厚生労働省基労第0227008号)				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労災病院を除く療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、相談、情報の提供その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図り、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。							
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	以下の事業を実施する(独)労働者健康福祉機構に運営費を交付する。 ・アスベスト関連疾患等といった労災疾病等13分野についての各労災病院における臨床データ等を活用した研究を通じた疾病等の予防法、治療法等の開発・普及 ・せき損等の重度の障害者に対する高度・専門的な治療・リハビリ等の提供 ・企業の産業医等に対する産業保健に関する研修等 なお、事業仕分け等の結果を踏まえ、産業保健推進センターについては、管理部門の効率化等により、平成22年度より3カ年でセンター数を1/3以下とした他、労災リハビリテーション作業所については、入居者の退所先を確保しつつ順次廃止することとしている。							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	9,477	9,049	8,230	7,144	7,111	
		補正予算						
		繰越し等						
	計	9,477	9,049	8,230	7,144	7,111		
	執行額	9,477	9,049	7,811				
執行率(%)	100.0%	100.0%	94.9%					
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(年度)	
	別紙のとおり		成果実績					
			達成度	%				
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	別紙のとおり		活動実績(当初見込み)				—	
				( )	( )	( )	( )	
<b>単位当たりコスト</b>	(円/ )		算出根拠	事業内容が多岐に渡ることから、単位あたりコストを算出することが困難である。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	人件費(退職手当含む)	5,229	5,570	退職者の増等による増				
	一般管理費	599	558	業務効率化による減				
	業務経費	6,340	6,125	労災リハビリテーション作業所廃止による事業費の減				
	特殊要因	183	53	災害発生時のバックアップ対策構築経費等の減				
	自己収入	5,206	5,195	労災リハビリテーション作業所廃止による収入(入所者宿舍料等)の減				
	計	7,144	7,111					

事業所管部局による点検					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労働者災害補償保険法第29条第1項に政府が、「療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害を被った労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業」を行うこととされていることから、本事業は国が実施すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				
事業の効率性	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	自発的健康診断受診支援助成金事業及び小規模事業場産業保健活動支援助成金事業については、ニーズが減っていること等から、平成22年度末をもって廃止した(以下「点検結果」参照。)	
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、機構法第12条に定める業務を円滑に行い、もって労働者の福祉の増進に寄与するものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	労災疾病研究等の運営(労災病院を除く)、産業保健事業等、自己収益のみでは採算が困難な事業の運営、リハビリテーション関係施設の運営に係る費用等に使用されている。	
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	労災病院、吉備高原医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、産業保健推進センター、労災リハビリテーション作業所などの運営を行うことにより、労災疾病等に関する予防から診断、治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供を行っている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は、見込みを上回っている。	
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		△	十分な活用が認められない労災リハビリテーション作業所については、入居者の退所先を確保しつつ順次廃止を進めている(以下「点検結果」参照。)	
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
-	-	-			
点検結果	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自発的健康診断受診支援助成金事業の廃止</li> <li>○小規模事業場産業保健活動支援助成金事業の廃止</li> <li>○労災リハビリテーション作業所の順次廃止(平成23年度末に1施設、平成24年度中に2施設廃止しており、残る作業所も入居者の退所先を確保しつつ順次廃止を進めている。)</li> <li>○産業保健推進センターの集約化(平成25年度までに、2/3を上回るセンターの集約化を行った。併せて、平成23年度から、専門的・実践的な研修に特化することとし、窓口を設置しての待機方式の面談相談を廃止する効率化を行っている。)</li> </ul> <p>等の取組を進めており、適切な執行が図られている。今後も、更なる効率化を図ることとしている。</p>				
	外部有識者の所見				
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内奥の改善コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すという観点から、必要経費の見直しにより、予算を削減するべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
削減	労災リハビリテーションセンターの順次廃止による事業費の削減				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	908	平成23年	782	平成24年	0690

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
7,811百万円  
(平成24年度執行額)

【運営費交付金】

独立行政法人評価委員会において、毎年度、全ての業務実績、財務状況等に関する評価を踏まえ、これらを反映させた業務運営を行うなど、適切な業務運営について指導を行っている。

独立行政法人  
労働者健康福祉機構  
7,811百万円

A 労災疾病研究等の運営  
(労災病院を除く)  
1,623百万円

B 産業保健事業等の運営  
2,765百万円

C リハビリテーション関係  
施設の運営  
403百万円

D その他  
3,019百万円

労災疾病研究センター、労災看護専門学校  
※労災病院への運営費交付金はない。

産業保健推進センター、勤労者予防医療センター

労災リハビリテーション作業所、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター

本部運営、産業殉職者慰霊事業、未払資金立替払、安全衛生融資等

【一般競争入札等】

【一般競争入札等】

【一般競争入札等】

【一般競争入札等】

E 民間団体等  
913百万円

F 民間団体等  
1,230百万円

G 民間団体等  
196百万円

H 民間団体等  
893百万円

労災疾病研究開発ネットワークシステム関係経費等

産業保健推進センター事務所賃借料等

リハビリテーション作業所の給食業務、ボイラー運転業務等

本部事務所賃貸経費等

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A. 労災疾病研究等の運営			E. (株)大日テクナ		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役員給与	役員に対する給与・退職手当	676	業務委託費	労災疾病研究開発ネットワークに係るシステムの構築及び運用コンサルティング	27
業務委託費	労災疾病研究開発ネットワークに係るシステムの構築及び運用コンサルティング等	116			
旅費	職員等旅費	34			
計		826	計		27
B. 産業保健事業の運営			F. 大星ビル管理(株)		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役員給与	役員に対する給与・退職手当	1,478	賃借料	産業保健推進センター事務所賃借料	37
賃借料	産業保健推進センター事務所賃借料等	239			
旅費	職員等旅費	58			
計		1,775	計		37
C. リハビリテーション関係施設の運営			G. (株)建光社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役員給与	役員に対する給与・退職手当	204	業務委託費	給食業務、ボイラー運転業務等	18
業務委託費	給食業務、ボイラー運転業務等	59			
旅費	職員等旅費	3			
計		266	計		18
D. その他			H. (株)第一ビルディング		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役員給与	役員に対する給与・退職手当	2,099	賃借料	本部事務所賃借料	265
賃借料	本部事務所賃借料等	389			
旅費	職員等旅費	27			
計		2,515	計		265

支出先上位10者リスト

E.(労災疾病研究等の運営)民間団体等のうち上位10社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)大日テクナ	労災疾病等研究開発ネットワークに係るシステムの構築及び運用コンサルティング	14	1	97.5%
		労災疾病等研究開発ネットワークシステム管理及び普及ポータルサイトの保守	13	1	97.6%
2	NECネクスソリューションズ(株)	労災疾病研究開発ネットワークシステム機器保守	14	1	100.0%
		労災疾病研究開発ネットワークシステムプログラム保守 他	9	*	*
3	KDDI(株)	労災疾病研究開発ネットワーク通信回線料	18	4	78.9%
4	富士ゼロックス(株)	大阪労災看護専門学校の電子複写機及びファクシミリ保守	2	随意契約	
		中部労災看護専門学校の電子複写機及びファクシミリ保守 他	5	*	*
5	(株)テイルウインドシステム	病職歴システム保守	7	2	78.4%
6	九州電力(株)	熊本労災看護学校で使用する電力	6	随意契約	
7	東京電力(株)	千葉労災看護学校で使用する電力	5	随意契約	
8	仙台市ガス局	東北労災看護専門学校の使用するガス	4	随意契約	
9	(株)タスクフォース	大阪労災看護専門学校の学生寮管理業務	4	随意契約(公募)	
10	中部電力(株)	中部労災看護専門学校の使用する電力	4	随意契約	

F.(産業保健事業等の運営)民間団体等のうち上位10社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大星ビル管理(株)	東京産業保健推進センター事務所賃貸	32	随意契約	
		千葉産業保健推進センター事務所賃貸	5	随意契約	
2	(株)第一ビルディング	愛知産業保健推進センター事務所賃貸	8	随意契約	
		広島産業保健推進センター事務所賃貸 他	13	*	*
3	朝日不動産管理(株)	青森産業保健推進センター事務所賃貸	9	随意契約	
		新潟産業保健推進センター事務所賃貸	9	随意契約	
4	(株)安田ビル	神奈川産業保健推進センター事務所賃貸	15	随意契約	
5	ヤマト運輸(株)	東京産業保健推進センターの宅配	3	随意契約	
		福岡産業保健推進センターの宅配 他	11	*	*
6	(株)キャリアバンク	関西労災病院勤労者予防医療センター電話相談業務	5	2	88.0%
		東京労災病院勤労者予防医療センター電話相談業務 他	7	*	*
7	(株)労働調査会	情報誌編集業務	9	1	100.0%
		雑誌 他	1	随意契約	
8	(社)福岡県医師会	福岡産業保健推進センター事務所賃貸	8	随意契約	
9	(社)日本産業カウンセラー協会	東北労災病院勤労者予防医療センター電話相談業務	3	随意契約(公募)	
		中国労災病院勤労者予防医療センター電話相談業務 他	5	*	*
10	(株)アイネット	情報誌印刷・配送業務	7	9	98.1%

G.(リハビリテーション関係施設の運営)民間団体等のうち上位10社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)建光社	愛知作業所の給食業務	9	2	92.2%
		愛知作業所のボイラー運転業務 他	9	*	*
2	(株)東武	宮城作業所の給食業務	5	2	99.3%
		宮城作業所のボイラー運転業務 他	6	*	*
3	アンデン(株)	愛知作業所の作業室解体・移設	7	随意契約	
4	(株)南信美装	長野作業所のボイラー運転業務	4	1	98.6%
		長野作業所の清掃 他	2	*	*
5	キョウワセキュリオン(株)	宮城作業所の宿日直業務	3	2	100.0%
		宮城作業所の事務業務	2	2	100.0%
6	(株)メフォス	長野作業所の厨房業務	5	2	68.3%
7	中部電力(株)	愛知作業所で使用する電力	5	随意契約	
8	(株)小山商店	重油販売	4	2	100.0%
9	鈴一物産(株)	重油販売	3	随意契約(公募)	
10	(社)岡谷下諏訪広域シルバー人材セ	長野作業所の宿日直業務	3	1	100.0%

## H.(その他)民間団体等のうち上位10社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)第一ビルディング	本部事務所賃借(時間外空調電気料、水道料を含む)	265	随意契約	
2	NTTデータ・ビジネス・システムズ(株)	本部基幹業務システム構築費用	87	1	85.7%
		人事給与システム保守 他	8	*	*
3	独立行政法人都市再生機構神奈川 地域支社	本部借上宿舍賃貸	82	随意契約	—
4	NECネクサソリューションズ(株)	新情報システム(財務会計・管財・業者登録)延命対策用サーバへの移行及び運用・保守等の調達	34	1	100.0%
		次期基幹業務システムサーバ更新費用 他	47	*	*
5	(株)オアシスMSC	高尾みころも霊堂運営委託	34	1	99.7%
6	(株)リコー	基幹システム刷新可能性調査	20	随意契約	
		プリンター修理 他	8	*	*
7	有限責任あずさ監査法人	会計監査人	26	4(企画競争)	
8	富士ゼロックス(株)	電子複写機及びファクシミリ保守	17	3	65.4%
		ホチキス針購入 他	0	*	*
9	NECキャピタルソリューション(株)	情報システム機器賃貸借	15	1	83.1%
10	(株)オール商会	本部事務所清掃	8	随意契約	

※「入札者数」及び「落札率」の欄に記載の「\*」は、契約案件が複数含まれるもの。

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

成果指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
○労災病院の運営 ① 労災指定医療機関等から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を80%以上得る。 ② 全ての労災病院において患者から満足のいく治療が受けられている旨の評価を80%以上得る。 ③ 地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率56%以上、受紹介率を40%以上確保する。 ④ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。	成果実績	①77.9 ②81.8 ③55.0 ④42.2 ④31,704	①78.7 ②81.5 ③59.5 ④47.8 ④33,799	①79.2 ②81.4 ③60.9 ④49.4 ④33,809	①79.3 ②81.8 ③63.0 ④52.7 ④32,938	①80.0 ②80.0 ③60.0 ④40.0 ④30,000	
	達成度	%	①97.4 ②102.3 ③98.2 ④105.5 ④105.7	①98.4 ②101.9 ③106.3 ④119.5 ④112.7	①99.0 ②101.8 ③108.8 ④123.5 ④112.7	①99.1 ②102.3 ③112.5 ④131.8 ④109.0	
○医療リハビリテーションセンターの運営 ① 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。	成果実績	%	①84.8 ②90.2	①96.4 ②84.5	①88.8 ②91.6	①86.7 ②88.8	①80.0 ②80.0
	達成度	%	①106.0 ②112.7	①120.5 ②105.6	①111.0 ②114.5	①108.3 ②111.0	
○総合せき損センターの運営 ① 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。	成果実績	%	①80.7 ②83.8	①80.8 ②92.4	①80.5 ②80.8	①80.2 ②87.0	①80.0 ②80.0
	達成度	%	①100.9 ②104.8	①101.0 ②115.5	①100.6 ②101.0	①100.2 ②108.7	
○労災リハビリテーション作業所の運営 入所者の自立能力の早期確立を図るため、個人々の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。	成果実績	%	33.6	32.8	36.5	38.3	30.0
	達成度	%	112.0	109.3	121.7	127.7	
○産業殉職者慰霊事業 産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得るとともに、その結果を業務内容の改善に反映する。	成果実績	%	91.8	92.1	92.8	91.4	90.0
	達成度	%	102.0	102.3	103.1	101.6	
○産業保健推進センターの利用促進事業 産業保健関係者を対象とした①研修又は②相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。	成果実績	%	①93.9 ②99.7	①93.8 ②99.1	①94.0 ②99.6	①94.0 ②98.8	①80.0 ②80.0
	達成度	%	①117.4 ②124.6	①117.3 ②123.9	①117.5 ②124.5	①117.5 ②123.5	
○勤労者予防医療センターの運営 勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談及び講習会、勤労女性に対する保健師による生活指導の実施後、利用者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。	成果実績	%	91.8	92.7	91.1	93.7	80.0
	達成度	%	114.8	115.9	113.9	117.1	
活動指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
○労災病院の運営 ① 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、アクセス件数を21万件以上得る。 ② 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。	活動実績 (当初見込み)	① 270,204 ② 20,715	① 316,682 ② 20,993	① 420,631 ② 24,418	①472,759 ②29,849	-	
		①人 ②人	-	(① 210,000) (② 20,000)	(① 260,000) (② 20,000)	(① 320,000) (② 20,000)	(①420,000) (② 20,000)
○医療リハビリテーションセンターの運営 年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高障機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。	活動実績 (当初見込み)	-	14	17	20	-	
		-	(12)	(12)	(12)	(12)	
○総合せき損センターの運営 多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等に実施し、社会復帰の促進を図る。	活動実績 (当初見込み)	-	88	86	92	-	
		-	(60)	(60)	(60)	(60)	
○労災リハビリテーション作業所の運営 全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。(23年度より目標設定)	活動実績 (当初見込み)	-	-	4	4	-	
		-	(-)	(4)	(4)	(4)	
○産業殉職者慰霊事業 アンケート結果に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。(23年度より目標設定)	活動実績 (当初見込み)	-	-	4	4	-	
		-	(-)	(4)	(4)	(4)	
○産業保健推進センターの利用促進事業 ① 産業医等の産業保健関係者に対する研修について3,400回以上の研修を実施。 ② 産業保健関係者からの相談について1万9千件以上確保。 ③ ホームページのアクセス件数を160万件以上得る。	活動実績 (当初見込み)	① 3,544 ② 26,042 ③1,541,463	① 4,737 ② 34,563 ③1,871,203	① 4,935 ② 45,997 ③ 1,814,203	① 5,186 ② 46,703 ③ 1,776,771	-	
		①回 ②件 ③件	(① 3,500) (② 20,000) (③1,600,000)	(① 3,400) (② 19,000) (③1,600,000)	(① 3,300) (② 19,000) (③1,760,000)	(① 3,200) (② 19,000) (③1,850,000)	
			①159,308 ② 25,272 ③ 21,135 ④ 4,415	①155,643 ② 25,077 ③ 17,155 ④ 4,789	① 152,277 ② 29,209 ③ 25,250 ④ 6,331	① 153,088 ② 27,904 ③ 20,885 ④ 5,993	-
○勤労者予防医療センターの運営 ① 勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ人数:152,000人以上	活動実績						

成果目標及び成果実績  
(アウトカム)

活動指標及び活動実績  
(アウトプット)

② メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ人数:22,000人以上	(当初見込み)	人		(① 152,000)	(① 152,000)	(① 152,000)	(① 152,000)
③ 講習会を延べ人数:17,000人以上				(② 22,000)	(② 22,000)	(② 22,000)	(② 22,000)
④ 勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ人数:4,000人以上				(③ 17,000)	(③ 17,000)	(③ 17,000)	(③ 17,000)
				(④ 4,000)	(④ 4,000)	(④ 4,000)	(④ 4,000)

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

<b>事業名</b>	特別支給金	<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部			<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	昭和49年度	<b>担当課室</b>	労災管理課			木原 亜紀生	
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定	<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号 労働者災害補償保険特別支給金支給規則第2条	<b>関係する計画、通知等</b>	—				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	災害補償たる保険給付への上積み補償として、被災労働者への療養生活の援護、並びに被災労働者及びその遺家族の生活転換の援護等に資すること等を目的とする。						
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	特別支給金は、災害補償たる保険給付への上積み補償として、被災労働者等に対して以下のとおりの支給を行っている。 ○休業特別支給金 : 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額 ○障害特別支給金 : 障害(補償)年金に付随するもの : 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 ・障害(補償)一時金に付随するもの : 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 ○障害特別年金 : 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金 ○障害特別一時金 : 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金 ○遺族特別支給金 : 遺族の数にかかわらず、一律300万円 ○遺族特別年金 : 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金 ○遺族特別一時金 : 算定基礎日額の1,000日分の一時金 ○傷病特別支給金 : 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 ○傷病特別年金 : 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金						
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算の状況 当初予算 補正予算 繰越し等 計	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		120,165	117,915	117,367	117,136	116,699	
		120,165	117,915	117,367	117,136	116,699	
		107,824	111,722	104,841			
	執行率 (%)	89.7%	94.7%	89.3%			
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果目標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	被災労働者からの請求に基づき、適切な給付を行い執行実績を適切に予算に反映させる。(成果目標を予算額、達成度を執行率として設定する。)	成果実績	百万円	120,165	117,915	117,367	117,136
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	給付支払件数	活動実績 (当初見込み)	件数	1,597,945 ( — )	1,584,955 ( — )	1,574,701 ( — )	— (1,499,717)
<b>単位当たりコスト</b>	(円/ )	算出根拠	本経費は被災労働者等の請求に基づき支給する特別支給金であり、単位当たりコストの算出はなじまない。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	労災援護給付金	117,136	116,699	給付見込みの減により減			
	計	117,136	116,699				

事業所管部局による点検					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費 必要投入の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労災の被災労働者等への保険給付は広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であり、本事業はその保険給付と不可分である上積補償である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	強制加入保険である労災保険の給付については、労災保険を管掌する国が直接実施すべき事業であり、本事業はその保険給付と不可分である上積補償である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労災の被災労働者等への保険給付は広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であり、本事業はその保険給付と不可分である上積補償である。	
事業の 効率性の	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	労働基準法上の事業主の災害保証責任を担保するための制度である労災保険の保険給付と不可分である上積補償であることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	労災援護給付金は労災の被災労働者等への特別支給金の支給に必要な経費である。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	請求に基づく給付が、過去の支出実績の伸び率から積算した予定額を下回ったことによるもの。	
事業の有 効性の	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—	
重複 排除の	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	国家公務員災害補償制度及び地方公務員災害補償制度について類似の事業があるが、それぞれ対象者が異なり、適切な役割分担となっている。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
		休業援護金	人事院、総務省		
点検 結果	特別支給金については、被災労働者への療養生活の援護、並びに被災労働者及びその遺家族の生活転換の援護等を目的として支給を行うものである。また、本体給付である保険給付と不可分の加給金的な関係にあり、各保険給付と相まってこれを補う所得的効果を備えているものである。当該経費については、24年度も概ね見込み通りの給付が行われており、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の改善執行実績に比べて予算が過大に計上されていないかという観点から、執行実績を踏まえ、予算を縮減すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減	執行実績を踏まえ給付見込額を見直したことによる削減				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	660-1	平成23年	0976	平成24年	0821

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
104,841百万円  
(平成24年度執行額)

(特別支給金については給付種別に応じて厚生労働本省及び都道府県労働局・労働基準監督署にて支払を行っている。)

被災労働者への療養生活の援護、  
並びに被災労働者及びその遺家族の生活転換の援護等に必要経費



【請求に基づき支給】

A. 被災労働者等  
104,841百万円

〔特別支給金の請求〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災援護給付金	特別支給金	104,841			
計		104,841	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者	特別支給金の請求	104,841		

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	未払賃金立替払事務実施費		担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和51年度開始		担当課室	監督課		美濃 芳郎		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	賃金の支払の確保等に関する法律第7条 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第6号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者について、その未払賃金の一部を事業主に代わって立替払することにより、労働者とその家族の生活の安定を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	未払賃金立替払事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払するものであり、本事業は、労働保険特別会計労災勘定の社会復帰促進等事業として実施しており、立替払に必要な額を「未払賃金立替払事業費補助金」として労働者健康福祉機構に交付している。労働者健康福祉機構は、事業主より得た回収金と同補助金と併せ、立替払の原資として実施している。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算	20,756	19,798	23,172	18,986	精査中	
		繰越し等		14,933				
		計	20,756	34,731	23,172	18,986		
	執行額	15,578	13,634	14,646				
	執行率 (%)	75.1%	39.3%	63.2%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内(※)」とする。 ※ 目標設定は「平均30日以内」としていたが、平成22年度以降「平均25日以内」とした。		成果実績	日	20.3	18.8	17.3	25日以内
			達成度	%	123	133	145	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	未払賃金立替払支給者数 (経済動向等に左右されるものであるため、あらかじめ見込みをたてることは困難。)		活動実績 (当初見込み)	人	50,787	42,637	40,205	-
					-	( - )	( - )	( - )
単位当たりコスト	-		(円/ )	算出根拠	-			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	139	143	未払賃金立替払事業が、労働者とその家族の生活のセーフティネットであることから、事業実績及び現在の経済情勢等を踏まえ、未払賃金立替払事業費補助金額等を平成に必要と考えられる額としたため。				
	職員旅費	15	13					
	委員等旅費	9	9					
	庁費	305	280					
	未払賃金立替払事業費補助金	18,518	16,766					
	計	18,986	17,211					

事業所管部局による点検						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労働者とその家族の生活のセーフティネットとして機能している事業であることから、広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労働者とその家族の生活のセーフティネットとして機能している事業であることから、国が責任を持ち、効率的に実施する必要がある。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労働者とその家族の生活のセーフティネットとして機能している事業であることから、広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	労働者災害補償保険法及び独立行政法人労働者健康福祉機構法により、労福機構が本事業を実施することが規定されている。各種様式の印刷は、予定額が百万円を超えないものであり、随意契約とした。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払するものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	労働者災害補償保険法及び独立行政法人労働者健康福祉機構法により、労福機構が本事業を実施することが規定されており、支出は未払賃金の立替払のみである。		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	行政経費は立替払の要件を満たしているかの調査や迅速な処理を行うための経費であり、未払賃金立替払事業費補助金は立替払の原資であることから、いずれも労働者とその家族の生活のセーフティネットとしての機能に万全を期すために必要不可欠である。		
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	未払賃金立替払事業補助金が原資となる未払賃金の立替払は、企業倒産を契機として行われるため、その実績は経済情勢に大きな影響を受けるものであり、不用率が大きい主な理由は、経済情勢に持ち直しの動きが見られ、倒産件数が減少したこと等による補助金の執行額が小さかったことによるものである。			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	経済情勢に持ち直しの動きが見られ、倒産件数が減少したこと等により、平成24年度も、平成23年度に続き、未払賃金の立替払に至る事案が減少し、結果として不用率が大きくなった。未払賃金立替払事業が、労働者とその家族のセーフティネットであることから、近年の事業実績及び現在の経済情勢等を踏まえ、平成26年度に必要と考えられる予算額とし、引き続き、適切な事業の運営に努めることとしている。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善 毎年度恒常的に不用が生じており、予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算を縮減すべき。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	未払賃金立替払事業が、労働者とその家族の生活のセーフティネットであることから、近年の事業実績及び現在の経済情勢等を踏まえ、未払賃金立替払事業費補助金額等を平成26年度に必要と考えられる額とした。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0977	平成23年	0822	平成24年	0822

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
14,646百万円

〔事業管理、事業者への指導等〕

【補助金】

A. (独)労働者健康福祉機構  
14,146百万円

〔立替払の請求の受理・審査、立替払の決定・立替払賃金の送金、事業主に対する求償〕

B. 都道府県労働局  
497百万円

〔倒産認定や未払賃金等の確認に係る調査等〕

【一般競争入札】

C. 日本ハイコム(株)  
3百万円

〔未払賃金立替払事業における業務関係法令集等の印刷〕

【随意契約】

D. (株)大和プリント  
0.6百万

〔未払賃金立替払事業における各種様式の印刷〕



E. 労働者

〔未払賃金の立替払金〕

※労災保険法第29条第1項第3号、  
独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第6号  
に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構が行う。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.(独)労働者健康福祉機構			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
立替払金	未払賃金立替払請求者への立替払	14,146			
計		14,146	計		0
B.東京労働局			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	立替払実地調査員等の謝金	26			
職員旅費	立替払の調査に係る職員の旅費	1			
庁費	郵送料、消耗品費、労働保険料等	36			
計		63	計		0
C.日本ハイコム(株)			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
印刷費	印刷費	3			
計		3	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働者健康福祉機構	立替払の請求の受理・審査、立替払の決定・立替払賃金の送金、事業主に対する求償等に関する事務	14,146	/	/

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	倒産認定や未払賃金等の確認に係る調査等	63	/	/
2	大阪労働局	倒産認定や未払賃金等の確認に係る調査等	29	/	/
3	北海道労働局	倒産認定や未払賃金等の確認に係る調査等	28	/	/
4	神奈川県労働局	倒産認定や未払賃金等の確認に係る調査等	27	/	/
5	愛知労働局	倒産認定や未払賃金等の確認に係る調査等	22	/	/
6	福岡労働局	倒産認定や未払賃金等の確認に係る調査等	18	/	/
7	兵庫労働局	倒産認定や未払賃金等の確認に係る調査等	16	/	/
8	埼玉労働局	倒産認定や未払賃金等の確認に係る調査等	14	/	/
9	千葉労働局	倒産認定や未払賃金等の確認に係る調査等	13	/	/
10	宮城労働局	倒産認定や未払賃金等の確認に係る調査等	13	/	/

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本ハイコム(株)	未払賃金立替払事業における業務関係法令集等の印刷	3	5	48.5%

D.

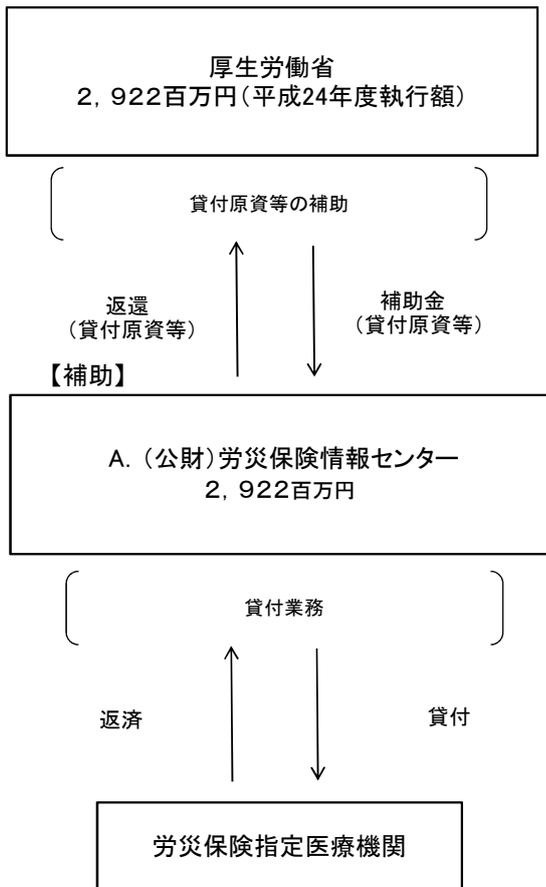
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)大和プリント	未払賃金立替払事業における各種様式の印刷	0.6	随意契約	/

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

<b>事業名</b>	労災診療被災労働者援護事業補助事業費		<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成元年度		<b>担当課室</b>	補償課		若生 正之		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		<b>関係する計画、通知等</b>	労災診療被災労働者援護事業補助金交付要綱				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である「労災保険指定医療機関制度」の維持、充実に図る。							
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	労災保険指定医療機関において、被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が、国から労災保険指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額についての、(公財)労災保険情報センターが行っている労災保険指定医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。 ※補助のうち貸付原資部分については、年度末時点の回収額を国に返還している。(平成24年度貸付原資返還額:3,487百万円)							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	3,322	3,120	2,922	2,901	2,893	
		補正予算		975				
		繰越し等						
	計	3,322	4,095	2,922	2,901	2,893		
	執行額	3,322	4,095	2,922				
執行率(%)	100.0%	100.0%	100.0%					
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)
	労災保険指定医療機関数を前年度より増加させる。 (平成24年9月末現在 39,965機関)			件	—	39,412	39,965	39,966
			達成度	%	—	101%	101%	
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。				—	100%	100%	—
				( )	(100%)	(100%)	(100%)	
<b>単位当たりコスト</b>	(円/ )		算出根拠	本事業は、貸付業務のほか、債権回収に伴う業務も実施しており、単位あたりのコストを算出することはなじまない。				
平成25-26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	貸付原資	2,378	2,378	必要経費の見直しによる減				
	人件費	144	144					
	旅費	14	14					
	事務諸費	365	357					
計	2,901	2,893						

事業所管部局による点検						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である「労災保険指定医療機関制度」の維持、充実を図る制度であり、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		—	—		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	本事業は被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である「労災保険指定医療機関制度」の維持、充実を図る制度であり、優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	補助対象機関は、本事業が開始された平成元年から補助事業を行い、労災保険指定医療機関と個別に貸付契約を締結しているところであり、仮に補助対象機関が変更される場合には、利用者たる医療機関において、その都度、従前発生しなかった新規の契約事務が生じ、債権債務関係が複雑化することとなる。 このように事務的負担を強いることとなれば、指定医療機関が貸付契約の締結を行わず、ひいては労災指定の辞退をする医療機関が増大するおそれがある。また、これにより、被災労働者が診療費を負担することなく、十分な診療を受けるという政策目的を達成することができなくなるおそれが生ずるなど、制度の運営に甚大な支障をきたすこととなる。 このため、競争的な選定になじまない事業であり、支出先の選定は妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、十分な診療を受けるという政策目的を達成することに資しているものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	交付決定時及び精算確定時に、費用・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか精査している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	成果実績、活動実績とも目標達成率100%であり、実効性が高い。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は見込みに見合っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	24年度においても成果目標及び活動指標を満たしており、適切に事業が実施されている。今後も支出実績等を踏まえた予算要求を行うとともに、適切な事業を実施することとする。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すという観点から、必要経費の見直しにより、予算を縮減すべき。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	執行実績を踏まえ必要経費を見直したことによる削減					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	660-3	平成23年	0978	平成24年	0823	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位: 百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.(公財)労災保険情報センター			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
貸付原資	労災保険指定医療機関に対する貸付原資	2,378			
事務諸費	通信運搬費、光熱水量費、事務所借料等	378			
人件費	職員給与、職員諸手当、社会保険料負担金、退職手当引当金	151			
旅費	債権管理旅費等	15			
計		2,922	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(公財)労災保険情報センター	労災保険指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災保険指定医療機関に支払われるまでの間、その費用に相当する額について、(公財)労災保険情報センターが行っている労災保険指定医療機関への無利子貸付事業に対し補助を行う。	2,922		

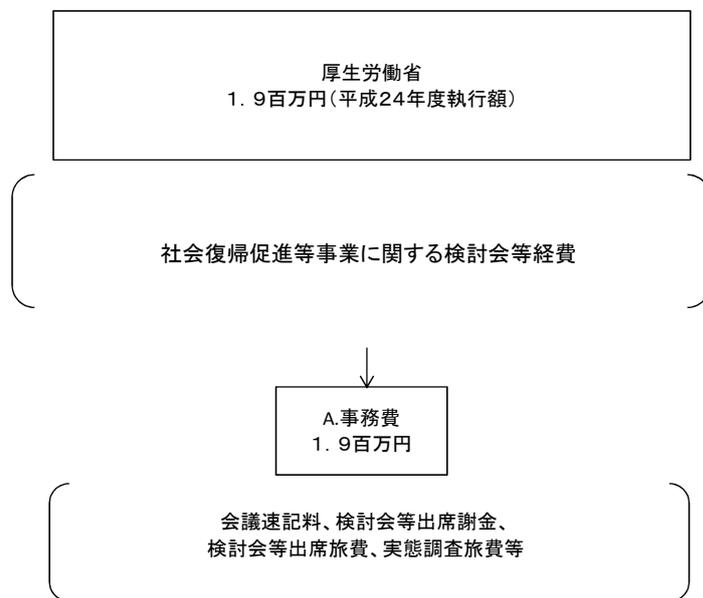
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

<b>事業名</b>	社会復帰促進等事業に関する検討会等経費		<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部		<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成18年度		<b>担当課室</b>	労災管理課		木原 亜紀生	
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること			
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	労働者災害補償保険法第29条第1項1号		<b>関係する計画、通知等</b>	-			
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	労働者災害補償保険法に基づく社会復帰促進等事業に関し、その費用負担者である使用者団体の代表と厚生労働省とによる社会復帰促進等事業の円滑な実施やあり方についての検討会を開催すること等により、適正な社会復帰促進等事業の実施を図る。						
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	<p>社会復帰促進等事業の効率的・効果的な事業運営を図るため、各事業の性格に応じPDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価の結果に基づき予算を毎年度精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、本検討会を年2回開催すること等により各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施する。</p> <p>※なお、平成24年度までは「社会復帰促進等事業に関する検討会等経費」において予算計上してきたところであるが、平成25年度予算においては「労災保険相談員等設置経費」に予算計上している。</p>						
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	4.8	4.7	6.1		
		補正予算					
		繰越し等					
	計	4.8	4.7	6.1			
	執行額	0.303	2.9	1.9			
執行率(%)	6.3%	61.7%	31.1%				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(年度)
	会議の出席委員全員から、当該会議が有用であった旨の回答をいただく。	成果実績	%	-	100%	100%	
		達成度	%	-	100%	100%	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	年度中に2回社会復帰促進等事業に関する検討会を実施する。	活動実績(当初見込み)	回数	-	2回	2回	
				( - )	( 2回 )	( 2回 )	
<b>単位当たりコスト</b>	-		算出根拠	本経費は社会復帰促進等事業に関する検討会等を開催すること等により、各社会復帰促進等事業の適正な実施を図るために必要な事務的な経費であるため、単位当たりコストの算出は困難である。			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	庁費			※平成25年度予算においては「労災保険相談員等設置経費」に予算計上している。			
	謝金						
	旅費						
	計						

事業所管部局による点検					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	社会復帰促進等事業の効率的・効果的な事業運営を図るために必要であり、国費を投入して実施すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	社会復帰促進等事業を行っている国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	社会復帰促進等事業を効果的に運営するために、検討会を開催し、事業を管理することで、より効果的な被災労働者の社会復帰促進に役立てており、優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	事業主が費用負担している社会復帰促進等事業の適正な執行に資するため受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	検討会の開催に必要な事務費、謝金、旅費等に限定している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	事務費の執行が低調であったため。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	事業の検討に必要な年間2回の会議を設定し、確実に開催している。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	検討会で各事業の評価を実施することで、各事業の効率化を図っている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	<p>本事業は社会復帰促進等事業の各事業について外部有識者等による点検・評価を行うもので、平成24年度においては成果目標および活動指標を達成しているとともに、国費投入の必要性、事業の効率性、および事業の有効性の各観点からみて適正に実施されており、個々の事業の見直しの結果、平成24年度は81事業を継続、7事業を廃止した。今後も執行実額を踏まえて必要額を精査し、予算要求することとしたい。</p> <p>※平成25年予算においては「労災保険相談員等設置経費」に予算計上している。</p>				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
—					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
—					
備考					
—					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	660-4	平成23年	0979	平成24年	0824

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

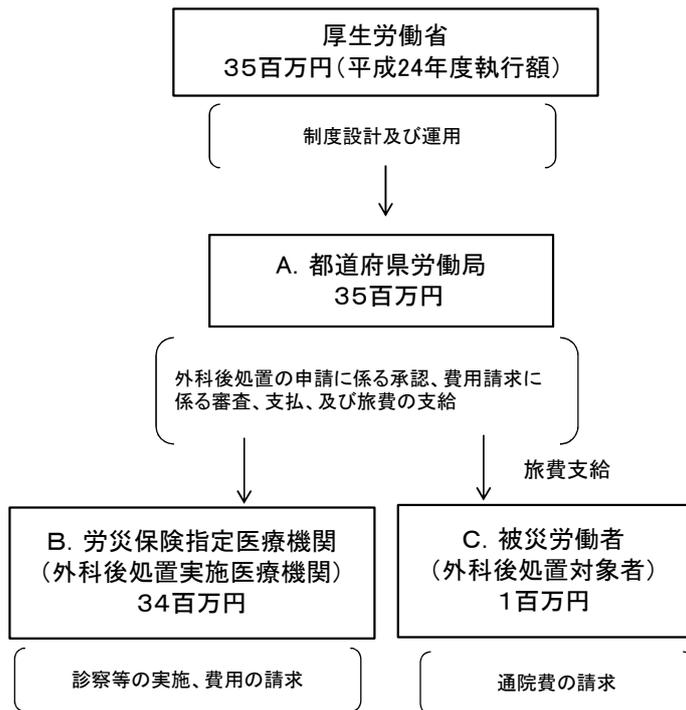
A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
a					
計		0	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

<b>事業名</b>	外科後処置費	<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部	<b>作成責任者</b>				
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	昭和23年度	<b>担当課室</b>	補償課	若生 正之				
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定	<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること					
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号	<b>関係する計画、通知等</b>	外科後処置実施要綱					
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。障害を残して治ゆした者に対して、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術等を行い、これらの者の円滑な社会復帰の促進を図る。							
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	労働者災害補償保険法による障害(補償)給付の支給決定を受けた者であって、外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算の状況	当初予算	49	52	36	67	66	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	49	52	36	67	66	
		執行額	30	38	35			
	執行率(%)	61.2%	73.1%	97.2%				
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)
	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	成果実績	%	—	86%	90.8%	80%	
		達成度	%	—	107%	114%		
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。	活動実績(当初見込み)	件	86 ( — )	90 ( — )	89 ( — )	— (90)	
<b>単位当たりコスト</b>	(円/ )	算出根拠	本経費は被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、単位当たりコストの算出はなじまない。					
平成25-26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	外科後処置費用	66	65	給付見込みの減による減				
	外科後処置に係る通院費	1	1					
計	67	66						

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	障害を残して治ゆした者に対して、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術等を行うことにより、円滑な社会復帰の促進を図るものであり、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、国が実施すべき事業である(労働者災害補償保険法第29条第1項)。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、優先度が極めて高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	被災労働者等に対する外科後処置の実施に必要な外科後処置費用及び通院費の支給のみである。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、労災保険給付を行う国が直接実施することが最も実効性の高い手段である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名	—		
点検結果	本経費は手術の費用等医療機関に対する必要な支払いのための経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要がある。また、24年度においては概ね見込み通りの執行となっており、適切な事業が実施されている。今後とも、既支給対象者、利用状況等を勘案し、適切に予算要求を行うとともに、適切な事業を実施することとする。					
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努めること。(長崎、井手)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	執行実績を踏まえ給付見込額を見直したことによる削減					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	660-5	平成23年	0980	平成24年	0825

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何をやっているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.兵庫労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
外科後措置費用	診療等の実施	7.2			
計		7.2	計		0
B.労災保険指定医療機関(外科後処置実施医療機関)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
外科後措置費用	診療等の実施	34			
計		34	計		0
C.被災労働者(外科後処置対象者)			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
旅費	通院費用	1			
計		1	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	兵庫労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	7.2		
2	神奈川労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	3.6		
3	広島労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	2.8		
4	大阪労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	2.4		
5	新潟労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	2.4		
6	東京労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	2.2		
7	岡山労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	1.9		
8	長崎労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	1.6		
9	奈良労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	1.4		
10	山梨労働局	外科後処置の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払	1.3		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	外科後処置実施医療機関	診察等の実施	34		

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者	通院費の請求	1		

平成25年行政事業レビューシート

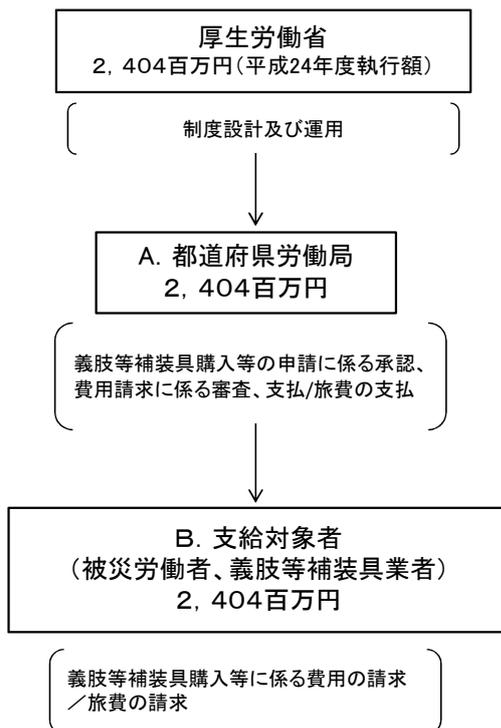
(厚生労働省)

<b>事業名</b>	義肢等補装具支給経費		<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	昭和25年度		<b>担当課室</b>	補償課		若生 正之		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号		<b>関係する計画、通知等</b>	義肢等補装具費支給要綱				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。業務災害又は通勤災害により傷病を被った者に対しては、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢その他の補装具等を必要とすることがあることにかんがみ、これらの者の円滑な社会復帰の促進を図るため、義肢等補装具の購入等に要した費用を支給する。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	義肢等補装具支給対象者が、義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者又は委任された義肢等補装具業者に対し支給するもの。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給するもの。							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算	3,006	2,688	2,573	2,527	2,518	
		繰越し等						
		計	3,006	2,688	2,573	2,527	2,518	
	執行額	2,311	2,379	2,404				
	執行率 (%)	76.9%	88.5%	93.4%				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。		成果実績		—	94.7%	89.8%	80%
			達成度	%	—	118%	112%	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。		活動実績 (当初見込み)	件	24,946 ( — )	24,918 ( — )	21,911 ( — )	— (24,157)
			算出根拠	本経費は被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、単位当たりコストの算出はなじまない。				
<b>単位当たりコスト</b>	(円/ )							
平成25・26年度予算内訳	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	<b>主な増減理由</b>				
	義肢等の購入及び修理の費用	2,520	2,511	支給見込みの減による減				
	採型等に要する旅費	2	2					
	庁費	5	5					
	計	2,527	2,518					

事業所管部局による点検

項目		評価	評価に関する説明								
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	業務災害又は通勤災害により傷病を被った者にあつては、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢その他の補装具等を必要とすることがあることから、これらの者への必要な給付を行うことにより、円滑な社会復帰の促進を図るものであり、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。								
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、国が実施すべき事業である(労働者災害補償保険法第29条第1項)。								
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、優先度が極めて高い事業である。								
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—	—								
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。								
	単位当たりコストの水準は妥当か。	—	—								
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—								
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	被災労働者に対する義肢等補装具の支給に必要な購入・修理費用及び旅費の支給並びに事務費の支出のみである。								
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—	—								
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、労災保険給付を行う国が直接実施することが最も実効性の高い手段である。								
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—	—								
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	—								
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	—								
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">事業番号</th> <th style="width:45%;">類似事業名</th> <th style="width:40%;">所管府省・部局名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名							—
事業番号	類似事業名	所管府省・部局名									
点検結果	本経費は義肢等補装具の購入等に必要経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要がある。また、24年度においては概ね見込み通りの執行となっており、適切な事業が実施されている。今後とも、既支給対象者、利用状況等を勘案し、適切に予算要求を行うとともに、適切な事業を実施することとする。										
<b>外部有識者の所見</b>											
点検対象外											
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>											
事業内容の改善 執行実績に比べて予算が過大に計上されていないかという観点から、執行実績を踏まえ、予算を縮減すべき。											
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>											
縮減	執行実績を踏まえ支給見込額を見直したことによる削減										
<b>備考</b>											
<b>関連する過去のレビューシートの事業番号</b>											
平成22年	660-6	平成23年	0981	平成24年	0826						

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.大阪労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
義肢等の購入及び修理の費用	義肢等の購入及び修理の費用	185			
計		185	計		0
B.支給対象者(被災労働者、義肢等補装具業者)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
義肢等の購入及び修理の費用	義肢等の購入及び修理の費用	2,402			
旅費	通院費用	2			
計		2,404	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪労働局	義肢等補装具の購入等に係る承認、費用請求に係る審査、支払／旅費の支払	185		
2	北海道労働局	義肢等補装具の購入等に係る承認、費用請求に係る審査、支払／旅費の支払	179		
3	東京労働局	義肢等補装具の購入等に係る承認、費用請求に係る審査、支払／旅費の支払	171		
4	愛知労働局	義肢等補装具の購入等に係る承認、費用請求に係る審査、支払／旅費の支払	161		
5	福岡労働局	義肢等補装具の購入等に係る承認、費用請求に係る審査、支払／旅費の支払	111		
6	神奈川労働局	義肢等補装具の購入等に係る承認、費用請求に係る審査、支払／旅費の支払	107		
7	兵庫労働局	義肢等補装具の購入等に係る承認、費用請求に係る審査、支払／旅費の支払	101		
8	広島労働局	義肢等補装具の購入等に係る承認、費用請求に係る審査、支払／旅費の支払	100		
9	埼玉労働局	義肢等補装具の購入等に係る承認、費用請求に係る審査、支払／旅費の支払	98		
10	新潟労働局	義肢等補装具の購入等に係る承認、費用請求に係る審査、支払／旅費の支払	73		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	支給対象者	義肢等補装具の購入等に係る費用の請求／旅費の請求	2,404		

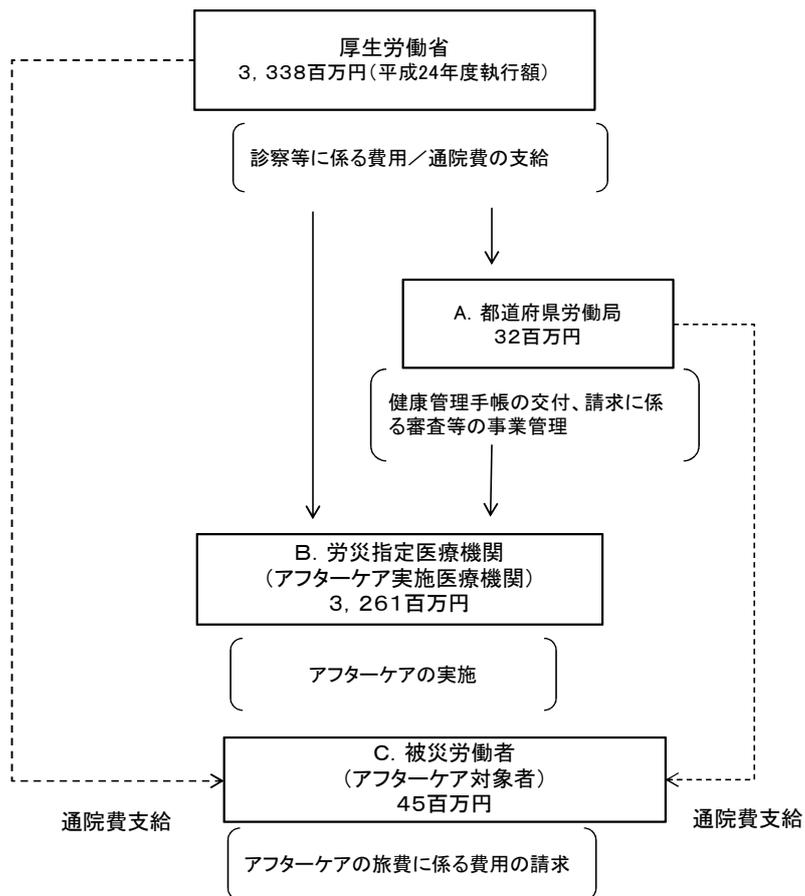
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

<b>事業名</b>	特殊疾病アフターケア実施費		<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	昭和43年度		<b>担当課室</b>	補償課		若生 正之		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号		<b>関係する計画、通知等</b>	社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。業務災害又は通勤災害により被災された方に対し、症状固定後、必要に応じて後遺障害に付随する疾病の予防その他の保健上の措置として診察や薬剤を支給することで当該労働者の労働能力を維持させることにより、円滑な社会復帰の促進を図る。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行うもの。また、アフターケアのための通院に要する費用を支給するもの。							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	3,412	3,449	3,352	3,487	3,586	
	執行額	3,180	3,337	3,338				
執行率(%)		93.2%	96.8%	99.6%				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。		成果実績	%	—	85.3%	92.4%	80%
			達成度	%	—	107%	116%	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。		活動実績 (当初見込み)	件	418,633 ( — )	422,347 ( — )	415,622 ( — )	— (416,568)
			算出根拠	本経費は被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、単位当たりコストの算出はなじまない。				
<b>単位当たりコスト</b>	(円/ )							
平成25・26年度予算内訳	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	特殊疾病アフターケア実施費	3,411	3,511	支給見込みの増による増				
	旅費	51	50					
	事務費	25	25					
計	3,487	3,586						

事業所管部局による点検					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	アフターケアの対象傷病は、その症状固定後においても、後遺障害に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあるので、それらに対して予防その他の保健上の措置を実施することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、国が実施すべき事業である(労働者災害補償保険法第29条第1項)。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、優先度が極めて高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、被災労働者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	被災労働者に対するアフターケアの実施に必要な特殊疾病アフターケア実施費・通院費の支給及び事務費の支出のみである。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、労災保険給付を行う国が直接実施することが最も実効性の高い手段である。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	<p>本経費は、医療機関に対して支払う診察等の費用及び被災労働者に対して支給する通院費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要はある。また、24年度においては概ね見込み通りの執行となっており、適切な事業が実施されている。今後とも、既支給対象者、利用状況等を勘案し、適切に予算要求を行うとともに、適切な事業を実施することとする。</p>				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	—				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	660-7	平成23年	0982	平成24年	0827

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.福井労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事務費	印刷製本費、通信運搬費、消耗品費	4			
計		4	計		0
B.労災指定医療機関(アフターケア実施医療機関)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
特殊疾病アフターケア実施費	アフターケアの実施(診察等)	3,261			
計		3,261	計		0
C.被災労働者(アフターケア対象者)			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
旅費	アフターケアの通院に係る旅費	45			
計		45	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福井労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	4		
2	北海道労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	4		
3	静岡労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	3		
4	島根労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	2		
5	宮城労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	2		
6	富山労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	2		
7	岐阜労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	2		
8	埼玉労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	2		
9	佐賀労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	2		
10	福岡労働局	健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理	2		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	労災指定医療機関	診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の実施	3,261		

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者	アフターケアの通院に係る旅費の請求	45		

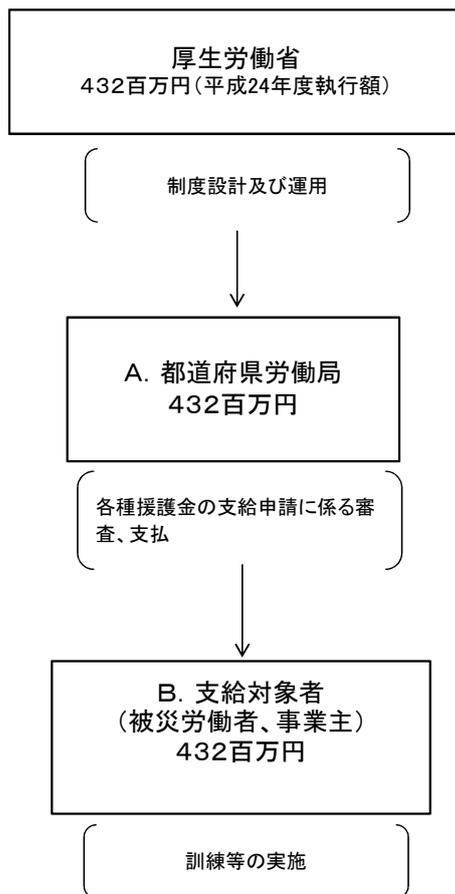
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

<b>事業名</b>	社会復帰特別対策援護経費		<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成17年度		<b>担当課室</b>	補償課		若生 正之		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号		<b>関係する計画、通知等</b>	振動障害者社会復帰援護金支給要綱等				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	わが国が批准したILO第121号条約上の要請として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。 振動障害者等については、傷病が治癒した後の職業生活への危惧、健康維持への不安等、本人の身体的・精神的要因により社会復帰をためらうことも多いこと等にかんがみ、これらの者への円滑な社会復帰の促進を図る。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等した当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給するもの。							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	397	443	433	472	477	
	執行額	417	458	432				
執行率(%)		105.0%	103.4%	99.8%				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。		成果実績		—	90.7%	84.8%	80%以上
			達成度	%	—	113%	106%	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。		活動実績 (当初見込み)	件	322 ( — )	354 ( — )	321 ( — )	— (372)
			算出根拠	本経費は被災労働者等の申請に基づき給付を行うものであり、単位当たりコストの算出はなじまない。				
<b>単位当たりコスト</b>	(円/ )							
平成25・26年度予算内訳	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	労災援護給付金	471	476	支給見込みの増による増				
	庁費	1	1					
	計	472	477					

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	振動障害者等については、傷病が治癒した後の職業生活への危惧、健康維持への不安等、本人の身体的・精神的要因により社会復帰をためらうことも多いことから、これらの者への必要な給付を行うことにより、円滑な社会復帰の促進を図るものであり、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、国が実施すべき事業である(労働者災害補償保険法第29条第1項)。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、優先度が極めて高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	被災労働者に対する労災援護給付金の支給及び事務費の支出のみである。		
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、労災保険給付を行う国が直接実施することが最も実効性の高い手段である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—		
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
点検結果	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名	—		
点検結果	本経費は被災労働者の援護のために必要な経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要がある。また、24年度においては概ね見込み通りの執行となっており、適切な事業が実施されている。今後とも、既支給対象者、利用状況等を勘案し、適切に予算要求を行うとともに、適切な事業を実施することとする。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	660-8	平成23年	0983	平成24年	0828

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位: 百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.北海道労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災援護給付金	就職準備その他の移転等に要する費用や、職場 転換等した当該労働者の資金助成、訓練、講習 の費用等	92			
計		92	計		0
B.支給対象者(被災労働者、事業主)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災援護給付金	訓練等の実施	432			
計		432	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道労働局	各種援護金の支給申請に係る審査、支払	92		
2	高知労働局	各種援護金の支給申請に係る審査、支払	64		
3	愛媛労働局	各種援護金の支給申請に係る審査、支払	52		
4	大分労働局	各種援護金の支給申請に係る審査、支払	27		
5	三重労働局	各種援護金の支給申請に係る審査、支払	18		
6	熊本労働局	各種援護金の支給申請に係る審査、支払	16		
7	徳島労働局	各種援護金の支給申請に係る審査、支払	16		
8	京都労働局	各種援護金の支給申請に係る審査、支払	15		
9	富山労働局	各種援護金の支給申請に係る審査、支払	12		
10	佐賀労働局	各種援護金の支給申請に係る審査、支払	10		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	支給対象者	訓練等の実施	432		

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

<b>事業名</b>	CO中毒患者に係る特別対策事業経費		<b>担当部署</b>	労働基準局労災補償部	<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成18年度		<b>担当課室</b>	労災管理課	木原 亜紀生		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること			
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置第11条		<b>関係する計画、通知等</b>	-			
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に、3行程度以内)	「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」第11条に基づくリハビリテーション施設となっていた大牟田労災病院が、「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、平成17年度末に廃止されたことにより、当該病院の機能・役割を引き続き確保するため、後継医療機関において、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制や社会復帰促進支援体制等を整備するものである。						
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供するため、大牟田吉野病院に次の業務を委託している。 ・医療・看護体制等の整備 ・リハビリテーションの実施 ・レクリエーションの実施 ・送迎の実施						
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算 の 状 況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	421	441	442	442	430
		補正予算					
		繰越し等					
	計	421	441	442	442	430	
	執行額	421	441	442			
執行率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%				
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	<b>成果指標</b>		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。  (アウトカム指標が設定できない理由) 本事業は、従来、国が大牟田労災病院に行わせていたCO中毒患者に対する療養、リハビリ等の医療の提供について、平成18年度から大牟田吉野病院に対して業務委託しているところ。 その委託内容は、CO中毒患者の特有な症状に応じた医療提供の一部として、①医療・看護体制等の整備、②リハビリテーションの実施、③その他高齢化したCO中毒患者に係る家族の看護負担の軽減等を実施するものであり、その委託業務内容、性質から、定量的な事業評価を行うには、馴染まないものである。			成果実績	-	-	-
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	<b>活動指標</b>		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	委託費を適切に積算した上、委託を行う。			活動実績 (当初見込み)	421  ( - )	441  ( - )	442  ( - )
<b>単位当たりコスト</b>	442(百万円/医療機関への委託費)		算出根拠	-			
平成25・26年度予算内訳	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	<b>主な増減理由</b>			
	業務費	254	245	必要経費の減による減			
	謝金	129	127				
	委託管理費	38	37				
	消費税	21	21				
	計	442	430				

事業所管部局による点検							
		項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	「点検結果」参照			
	地方自治体、民間等に委任することができない事業なのか。		○	「点検結果」参照			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	「点検結果」参照			
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		×	「点検結果」参照			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	被災労働者の適正な保護を目的とする事業であることから受益者との負担関係は妥当である。			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	「点検結果」参照			
事業の 有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-			
重複 排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-			
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-				
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名				
	-	-	-				
	-	-	-				
点検 結果	<p>本事業は、昭和38年の三井三池炭鉱大規模炭じん爆発災害(死者458名、負傷者839名)により、大牟田労災病院に入院していたCO中毒患者への医療・看護の提供を行うもので、</p> <p>①「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」において、「政府は炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない。」と規定されていること、</p> <p>②平成16年国会の場において、当時の坂口厚生労働大臣は「患者については、国が最後まで責任を持って対応していきたいと考えている。」と答弁していること、</p> <p>③CO中毒による入院患者は、現在、平均年齢80歳となっていることや、その特性から療養環境を変えることは医療上問題があること、等から、本事業は引き続き実施する必要がある。</p> <p>また、本事業は、今もCO患者の入院している大牟田労災病院の後継医療機関を対象とした継続的なCO患者の療養、リハビリテーション体制の整備を主な委託内容とするものであるが、その性質及び目的から鑑みた場合、</p> <p>①CO中毒患者の特有な症状に応じた医療の提供の一部として実施していること、</p> <p>②CO中毒症の医療の特殊性として、毎年度契約の都度、委託病院を変更するなど患者の療養環境を変えることは避けなければならないことから、現在の委託病院において継続的に治療等を行っていくことを、移譲時に患者らと国が約束したうえで、大牟田労災病院を廃止していること、</p> <p>③患者については、国が責任を持って対応していくことを約しており、これを履行することが必要であること、</p> <p>等から、いずれにおいても条件を満たす競争を行う相手がなく、今後も後継医療機関である大牟田吉野病院と契約を締結する必要がある。</p> <p>なお、受託先のCO中毒患者の現状、事業の進捗状況等を適宜把握し、特にCO患者の特性に配慮しつつ、事業内容等について協議をしながら委託事業を進めており、また、年間の事業内容等については、事業年度の翌年度4月10日までに1年間の委託事業実施結果報告書及び事務委託費精算報告書の提出を受け、適切な事業内容、会計処理となるよう個別に必要な指導を行っている。</p>						
	外部有識者の所見						
	点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見							
事業内容の改善	執行実績に比べて予算が過大に計上されていないかという観点から、執行実績を踏まえ、予算を縮減すべき。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
縮減	執行実績を踏まえ業務費を見直したことによる削減						
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
	平成22年	660-9	平成23年	0984	平成24年	0829	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
442百万円(平成24年度執行額)

受託先のCO中毒入院患者の現状、事業の進捗状況等を適宜把握  
適切な事業内容、会計処理となるよう必要な指導



【平成18年度～ 特命随意契約※】

A. 財団法人福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院  
442百万円(平成24年度執行額)

CO中毒患者の症状の特性に対応した療養にかかるリハビリテーション等を実施するための  
医療・看護体制を整備すること。  
CO患者の特性から、集団リハビリが医療上継続的に必要であることから、集団リハビリの実  
施や、個々のCO患者の症状に応じたプログラムを実施すること。

※特命随意契約

三井三池炭鉱災害CO中毒患者の診療、社会復帰支援等のために設置した大牟田労災病院を平成18年  
3月31日に廃止したため、その後、「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」に基づき、  
国が引き続き事業を実施するものである。

当該契約病院については、

- イ CO中毒患者に対する診療の経験を踏まえて、その実情をよく理解し、委託事業を適切に行い得る能  
力を有すること、
  - ロ CO中毒患者の特性から、療養環境の変化は医療上問題があること、
  - ハ CO中毒患者及びその家族の居住地から通院等が可能な範囲に所在すること、
  - ニ 大牟田労災病院における医療環境を継承していること、
- 等から、本事業を実施し得る唯一の医療機関であり、また、CO中毒患者という性格から、毎年度医療機関  
を変更することは不可能であることから、当該契約病院との随意契約を締結しているものである。

資金の流れ  
(資金の受け取り  
先が何を行っている  
かについて補  
足する)(単位:百  
万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
病床確保経費	病床確保のための経費	180			
謝金	医師、看護師、リハビリ関係職員等の費用等	194			
委託管理費	医療機器リース料、光熱水道費等	38			
消費税	消費税	21			
レクリエーション活動等経費	レクリエーション、リハビリテーション、患者の送迎、MRI検査実施等のための経費 (平成24年度実績)	9			
計		442	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	社会保険大牟田吉野病院	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託している。 ・医療、看護体制等の整備 ・リハビリテーションの実施 ・レクリエーションの実施 ・送迎の実施	442	特命随意契約	

※平成24年度実績

平成25年行政事業レビューシート

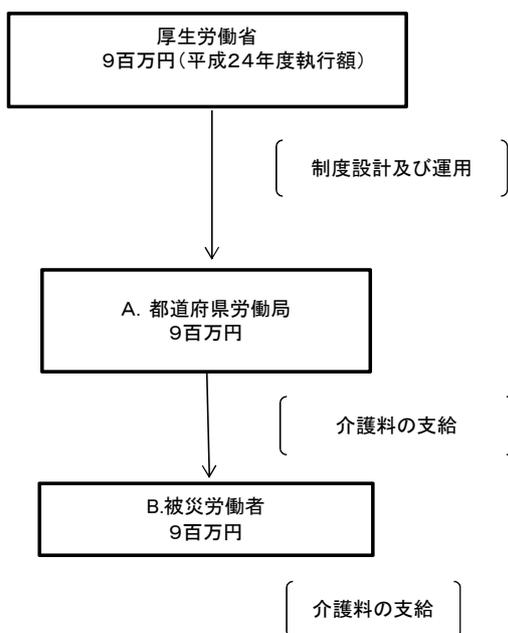
(厚生労働省)

<b>事業名</b>	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費		<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部		<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	昭和43年度		<b>担当課室</b>	労災管理課		木原 亜紀生			
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を行うこと					
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成7年法律第35号)附則第8条		<b>関係する計画、通知等</b>	—					
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずること等により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。								
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	一酸化炭素中毒症により療養補償給付を受けている者であって、常時介護を必要とする者に、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要する者 (最高限度額104,290円、最低保障額56,600円) ②常時監視を要し、随時介助を要する者 (最高限度額78,220円、最低保障額42,450円) ③常時監視を要するが、通常は介助を要しない者 (最高限度額52,150円、最低保障額28,300円) (※いずれも平成24・25年度の月額)								
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		補正予算							
		繰越し等							
		計	12	12	11	10	9		
	執行額	11	10	9					
執行率 (%)		91.7%	83.3%	81.8%					
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合80%とする。			成果実績	%	—	100%	100%	80%
				達成度	%	—	100%	100%	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。			活動実績 (当初見込み)	人	28 ( — )	26 ( — )	23 ( — )	— (23)
				算出根拠	本経費は被災労働者の請求に基づき支給する介護料であり単位あたりコストの算出はなじまない。				
<b>単位当たりコスト</b>	— (円/ )								
平成25・26年度予算内訳	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	介護料支給費	10	9	給付見込みの減による減					
	計	10	9						

事業所管部局による点検					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	平成8年の介護補償給付の創設に伴い、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(以下「CO特措法」)に基づく介護料を廃止したが、介護補償給付制度の創設前から既に介護料を受給している者については、経過措置として、CO特措法に基づく介護料を引き続き受給することができることとされた。そのため、本事業が行われているが、対象者が存在している間は、ニーズがあるととも優先度は高い。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本介護料は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている被災労働者であって、常時介護を必要とするものに対し経過措置として、CO特措法に基づく介護料を引き続き支給しているものである。 そのため、本事業は、労災による被災者援護のための事業であることから、労災保険を管掌する国が行うべきである。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	本事業は、被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図るために、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずるものであり、対象者が存在している間は、ニーズがあるととも優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労災による被災者援護のための事業であることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、支給対象者から申請があった際に、審査し、支給する事業であることから、介護支給費は最低限必要な費目・使途である。	
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	過去3箇年の支出実績の伸びから積算した予定額を支出実績が下回ったことによるもの。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために、実行性の高い手段となっていると考えられる。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—	
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—	
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	本介護料は、介護補償給付の創設に伴い廃止されたものの、経過措置として引き続き受給することができることとされたものであることから、役割分担は適切である。	
点検結果	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
		労災保険給付(介護補償給付)	厚生労働省労働基準局労災管理課		
点検結果	本介護料については、各点検項目の評価のとおり、適正に実施されているところであり、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成7年法律第35号。以下「改正法」という。)附則第7条の規定により廃止された炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)第8条の規定に基づく介護料について、改正法の施行の日(平成8年4月1日)の前日において支給を受ける権利を有していた被災労働者に対し、改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第8条の規定がなお効力を有することとし、支払うものであることから、対象者が存在している間は、廃止することはできない。 また、支給額についても、他制度の介護手当との均衡等を考慮した見直しが行われている。(見直しは、毎回、労働政策審議会の答申を得た上で行っている。)当該経費については、平成23年度及び24年度において成果目標を達成しており、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。				
	<p style="text-align: center;"><b>外部有識者の所見</b></p> <p>点検対象外</p> <p style="text-align: center;"><b>行政事業レビュー推進チームの所見</b></p> <p>事業内容の改善執行実績に比べて予算が過大に計上されていないかという観点から、執行実績を踏まえ、予算を縮減すべき。</p> <p style="text-align: center;"><b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b></p> <p><b>縮減</b> 執行実績を踏まえ給付見込額を見直したことによる縮減</p> <p style="text-align: center;"><b>備考</b></p> <p style="text-align: center;"><b>関連する過去のレビューシートの事業番号</b></p>				
	平成22年	660-11	平成23年	0986	平成24年 0830

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)



**費目・使途**  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.福岡労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
介護料支給費	一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対する介護料	9			
計		9	計		0
B.被災労働者			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
介護料支給費	一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対する介護料	9			
計		9	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福岡労働局	介護料の支給	9		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者	介護料の支給	9		

平成25年行政事業レビューシート

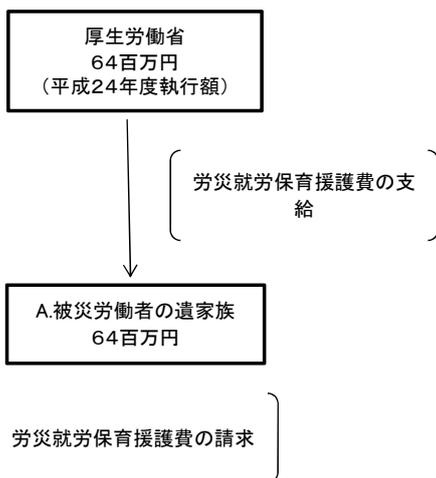
(厚生労働省)

<b>事業名</b>	労災就労保育援護経費		<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	昭和54年度		<b>担当課室</b>	労災管理課		木原 亜紀生		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		<b>関係する計画、通知等</b>	労災就学援護費の支給について(昭和45年10月27日基発第774号)、労災就学等援護費支給要綱(昭和45年10月27日基発第774号)				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	被災労働者の遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者又はその家族で、就労のために子供の保育の必要が認められる者に、就労を促進するため、以下の労災就労保育援護費を支給するもの。 ・保育を要する児童・・・12,000円(一人月額)							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	78	74	66	75	72	
		補正予算						
		繰越し等						
	計	78	74	66	75	72		
	執行額	68	71	64				
執行率(%)	87.2%	95.9%	97.0%					
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)	
	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。	成果実績	%	—	82.2%	74.0%	80%	
		達成度	%	—	100%	92.5%		
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。	活動実績(当初見込み)	人	439	479	457	—	
				( — )	( — )	—	(449)	
<b>単位当たりコスト</b>	(円/ )		算出根拠	被災労働者の遺族等からの請求に基づき支給される援護経費であり単位当たりコストの算出はなじまない。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	労災就学等援護費	75	72	給付見込みの減による減				
	計	75	72					

事業所管部局による点検						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	業務上の事由又は通勤による死亡労働者や重度障害者の遺家族のなかには、その就労のため、被災労働者の子を保育所、幼稚園等に預ける必要のあるものもあることから、これら保育に係る費用を援護するため本事業が設けられているものであるため、広くニーズがあり優先度が高い事業である。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は、労災による被災者及びその遺家族援護のための事業であることから、労災保険を管掌する国が実施すべき事業である。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	業務上の事由又は通勤による死亡労働者や重度障害者の遺家族のなかには、その就労のため、被災労働者の子を保育所、幼稚園等に預ける必要のあるものもあることから、これら保育に係る費用を援護するため本事業が設けられているものであるため、広くニーズがあり優先度が高い事業である。			
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—	—			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、労災による被災者及びその遺家族援護のための事業であることから、受益者との負担関係は妥当である。			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	—	—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業は、支給対象者から申請があった際に、審査し、支給する事業であることから、労災就学等援護費は最低限必要な費目・使途である。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—	—			
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために、実行性の高い手段となっていると考えられる。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—	—			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	—			
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	国家公務員災害補償制度及び地方公務員災害補償制度について類似の事業があるが、それぞれ対象者が異なり、適切な役割分担となっている。			
	事業番号	類似事業名				所管府省・部局名
	—	就労保育援護金				人事院
	—	就労保育援護金	総務省			
点検 結果	<p>労災就労保育援護費については、各点検項目の評価のとおり、適正に実施されているところであり、保育に係る費用の一部を援護することにより保育を要する児童を抱える労災年金受給者又はその家族の就労を促進し、被災労働者及びその遺家族等の援護を図るために支給しているものであり、労災保険法における社会復帰促進等事業として、国が当該給付を行う義務を負うものである。</p> <p>また、支給額についても、国共済等との均衡等を考慮して定められており、本事業の支給額のみを変更することは、官民格差を生じさせるため、適当ではない。</p> <p>当該経費については、平成23年度においては成果目標を達成しているところであり(平成24年度においては9割を超える達成率)、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。</p>					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善執行実績に比べて予算が過大に計上されていないかという観点から、執行実績を踏まえ、予算を縮減すべき。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	執行実績を踏まえ支給見込額を見直したことによる削減					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	660-12	平成23年	0987	平成24年	0831	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補  
足する)  
(単位:百万円)



**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.被災労働者の遺家族			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災就学等援護費	労災就労保育援護費	64			
計		64	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者の遺家族	労災就労保育支援費の請求	64		

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

<b>事業名</b>	労災就学援護経費		<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	昭和45年度		<b>担当課室</b>	労災管理課		木原 亜紀生		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること				
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		<b>関係する計画、通知等</b>	労災就学援護費の支給について(昭和45年10月27日基発第774号)、労災就学等援護費支給要綱(昭和45年10月27日基発第774号)				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災労働者の遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。							
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	業務災害又は通勤災害によって亡くなられた方のご遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた方で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方に、以下の労災就学援護費を支給するもの。 ①小学生・・・12,000円(一人月額) ②中学生・・・16,000円(一人月額) ③高校生等・・・16,000円(一人月額) ④大学生等・・・39,000円(通信制大学に在学する者にあつては、30,000円)(一人月額)							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	2,811	2,826	2,897	2,945	2,910	
	執行額	2,652	2,779	2,859				
	執行率(%)	94.3%	98.3%	98.7%				
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)
	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。	成果実績	%	—	83.9%	80.2%	80%	
		達成度	%	—	100%	100%		
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。	活動実績(当初見込み)	人	10,666	11,175	11,026	—	
				( — )	( — )	—	(11,160)	
<b>単位当たりコスト</b>	— (円/ )		算出根拠	被災労働者の遺族等からの請求に基づき支給する援護経費であり、単位当たりコストの算出はなじまない。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	労災就学等援護費	2,940	2,905	給付見込みの減による減				
	事務費	5	5					
	計	2,945	2,910					

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性		広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	業務上の事由又は通勤による死亡労働者の遺族や重度障害者の子弟の中には、進学をあきらめ、学業を途中で法規せざるを得ないものが少なくないことから、これらの者の就学を援護するため本事業が設けられているものであるため、広くニーズがあり優先度が高い事業である。		
		地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は、労災による被災者及びその遺家族援護のための事業であることから、労災保険を管掌する国が実施すべき事業である。		
		明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	業務上の事由又は通勤による死亡労働者の遺族や重度障害者の子弟の中には、進学をあきらめ、学業を途中で法規せざるを得ないものが少なくないことから、これらの者の就学を援護するため本事業が設けられているものであるため、広くニーズがあり優先度が高い事業である。		
事業の効率性		競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—	—		
		受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、労災による被災者及びその遺家族援護のための事業であることから、受益者との負担関係は妥当である。		
		単位当たりコストの水準は妥当か。	—	—		
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—		
		費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業は、支給対象者から申請があった際に、審査し、支給する事業であることから、労災就学等援護費は最低限必要な費目・使途である。また、事務費として、調査経費、申請書等の事務経費があるが、当然に必要な経費である。		
		不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—	—		
事業の有効性		事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために、実行性の高い手段となっていると考えられる。		
		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—	—		
		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	—		
重複排除		類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	国家公務員災害補償制度及び地方公務員災害補償制度について類似の事業があるが、それぞれ対象者が異なり、適切な役割分担となっている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	—	就学援護金	人事院			
	—	就学援護金	総務省			
点検結果		<p>労災就学援護費については、各点検項目の評価のとおり適正に実施されているところであり、被災労働者の子弟が被災労働者の死亡や災害が原因となって学業を途中で放棄したり、あるいは進学を断念したりすることのないよう経済的な側面から就学の援護を図るために支給しているものであり、労災保険法における社会復帰促進等事業として、国が当該給付を行う義務を負うものである。</p> <p>また、支給額についても、国共済等との均衡等を考慮して定められており、本事業の支給額のみを変更することは、官民格差を生じさせるため、適当ではない。</p> <p>当該経費については、平成23年度及び平成24年度においては成果目標を達成しているところであり、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。</p>				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の変更執行実績に比べて予算が過大に計上されていないかという観点から、執行実績を踏まえ、予算を縮減すべき。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	執行実績を踏まえ支給見込額を見直したことによる削減					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	660-13	平成23年	0987	平成24年	0832

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
2,859百万円  
(平成24年度執行額)



〔 労災就学援護費 〕

A.被災労働者の遺  
家族

〔 労災就学援護費の請求 〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.被災労働者の遺家族			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災就学等援護費	労災就学援護費の支給	2,859			
計		2,859	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者の遺家族	労災就学援護費	2,859		

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

<b>事業名</b>	労災保険相談員等設置費		<b>担当部署</b>	労働基準局労災補償部	<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	昭和44年度		<b>担当課室</b>	労災管理課	木原 亜紀生		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること			
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	・労働者災害補償保険法(昭和22年4月7日法律第50号)第2条の2 ・労災保険相談員規程(平成19年3月30日訓第17号)第1条		<b>関係する計画、通知等</b>	-			
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働基準監督署等に労災保険相談員等を配置し、労働者災害補償保険給付等に関する業務の迅速・適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。						
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	労働基準監督署等に労災保険相談員等を配置し、労災保険への加入、給付の請求、各種届出等及び被災労働者の社会復帰についての相談、指導に関する業務を行う。						
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	853	804	789	561	567
		補正予算		110			
		繰越し等					
	計	853	914	789	561	567	
	執行額	776	703	660			
執行率(%)	91.0%	76.9%	83.7%				
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)
	「国民の皆様の声」に寄せられる労災担当者に対する苦情の割合を労災保険に係る国民の皆様の声のうちの5%以内とする。(達成度:(100-成果実績(%))/95%)		成果実績 <small>(苦情割合)</small>	5.7%(18件)	2.5%(8件)	2.6%(8件)	5%
			達成度	%	99%	103%	103%
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	相談業務のより一層の充実を図るため、相談例を集めたFAQを作成する。		活動実績 (当初見込み)	-	229件	221件	-
				(-)	(100件)	(200件)	(100件)
<b>単位当たりコスト</b>	(円/ )		算出根拠	相談員の業務は多岐にわたり、統一的な評価方法を設定することが難しいため、単位当たりコストの算出はなじまない。			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	諸謝金	451	456	謝金単価の見直しによる増			
	職員旅費	1	1				
	委員等旅費	3	3				
	庁費	62	63				
	社会復帰促進等委託費	44	44				
	計	561	567				

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労働基準監督署職員は労災請求に対する調査・認定等の業務を多く担当しているが、日々寄せられる被災労働者等からの各種相談についても丁寧に対応する必要があることから、労災保険相談員等の設置は広く国民のニーズがある。 また、国が行う労災保険への加入、給付の請求等に係る相談に対応するための経費であることから、国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	厚生労働省組織規則第790条において、労働基準監督署の所掌事務として労災保険事業に関する業務が規定されており、これを円滑に行うための当該事業は国が直接実施すべきものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労働基準監督署等における労災保険への加入、給付の請求等に関する業務を迅速・適正かつ円滑に運営する必要があるため、被災労働者等からの相談に対応する労災保険相談員等の設置は優先度の高い事業である。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	被災労働者等からの各種相談について対応しており、労災補償給付等に関する業務の迅速・適正かつ円滑な運営に資することから受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	経費のほとんどが労災保険相談員等に支給する謝金である。		
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	経費の節減により、庁費の執行が当初想定を下回ったもの。			
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業では、労働基準監督署等に専門知識を有する労災保険相談員等を配置しているため、来署や電話等の手段で監督署に寄せられる被災労働者からの相談に対し、転送や取り次ぎを必要とせず、その場で相談員が対応することができるため、実効性の高い事業となっている。 なお、平成25年度より相談実施体制の見直しを行い、労災保険に関する一般的な問い合わせに対応するコールセンター業務を外部委託し、業務の効率化を図った。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	200件のFAQ作成を目標としていたところ、221件のFAQを作成することができた。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検 結果	本事業は、労働基準監督署の所掌業務である労災保険への加入、給付の請求等に関する相談に対応することにより、労災補償業務等の迅速・適正かつ円滑な運営に資するものである。24年度は労災担当者に対する苦情の割合が5%を下回ったほか、FAQを作成するなど適切に事業が実施されている。今後も監督署の労災保険業務の状況等を踏まえて、労災保険相談員等の配置を見直すなど適切な執行の管理を行い、実績を踏まえた予算要求を行うこととする。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	労災保険に関する相談を受ける、労災保険相談員を労働基準監督署に設置するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。					
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの実績番号						
平成22年	660-14	平成23年	0989	平成24年	0833	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
660百万円(平成24年度執行額)

諸謝金、保険料、事務費等 28百万円

〔  
労災保険制度及び被災労働者の社会復帰につ  
いての電話による相談対応  
〕



A. 都道府県労働局  
632百万円

諸謝金、保険料等

〔  
労災保険への加入、給付の請求、各種届出等及  
び被災労働者の社会復帰についての相談、指導  
に関する業務  
〕

資金の流れ  
(資金の受け取  
り先が何を行っ  
ているかについ  
て補足する)  
(単位:百万  
円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.東京労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
謝金	労災保険相談員に係る謝金	49			
保険料	労災保険相談員に係る保険料	1			
計		50	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	50		
2	大阪労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	34		
3	愛知労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	31		
4	神奈川労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	26		
5	北海道労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	24		
6	兵庫労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	21		
7	埼玉労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	21		
8	千葉労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	18		
9	広島労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	18		
10	宮城労働局	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施	17		

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

<b>事業名</b>	労災ケアサポート事業経費		<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	昭和52年度		<b>担当課室</b>	労災保険業務課		藤永 芳樹		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		<b>関係する計画、通知等</b>	—				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	在宅で介護、看護等を必要としている労災重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護等を図ることを目的とする。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	全国の労災年金受給者及びその家族に対して、次の業務を実施する。 ① 介護、看護、健康管理等に関する看護師等による訪問支援 ② 健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③ 在宅で介護を要する労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供及び養成							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	854	699	634	536	523	
	執行額	854	662	605				
執行率 (%)		100.0%	94.7%	95.4%				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果目標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	本事業に対する利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等の上で有用であった旨の評価を90%以上得る。		成果実績	%	95.4%	96.50%	97.79%	90%
			達成度	%	106%	107%	109%	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	労災重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間1万1千1百件以上実施する。		活動実績 (当初見込み)	件数	26,977件 (23,000件)	13,282件 (11,100件)	13,331件 (11,100件)	— (11,100件)
			算出根拠	605,452,982円(24年度執行額)÷13,331件(事業利用件数)				
<b>単位当たりコスト</b>	45,417円/事業利用1回あたり							
平成25・26年度予算内訳	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	労災ケアサポート事業業務経費	328	320	対象者の減少に伴う訪問支援活動旅費等の減				
	健康管理指導等経費	5	5					
	労災ホームヘルプサービス事業経費	28	25	総利用件数の減				
	労災ケアサポート事業運営費	73	72	労災ケアサポーターの減に伴う地方事務所諸費の減				
	本部(統括センター)諸経費	30	31	人件費見直しによる増				
	一般管理費	46	45	事業費の減に伴う減				
	消費税相当分	26	25					
計	536	523						

事業所管部局による点検								
	項目	評価	評価に関する説明					
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	労働災害による重度被災労働者は、じん肺、せき髄損傷等の傷病・障害を有する者が多いが、これらの者は、呼吸困難、肺炎等の合併症を発症しやすいことや、褥瘡、尿路障害等の併発疾病を発症しやすいなど、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災重度被災労働者に特有の症状がみられること、また、一人暮らしの者も相当数いることから、看護師等による専門的な支援が必要であるため、労災重度被災労働者に対して介護支援を行う本事業のニーズは高い。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に、被災労働者の受ける介護の援護等を図る事業について実施することができることとされている。同条に規定されている事業を具体的に実施しているものが本事業であり、本事業は国が被災労働者に対し、責任を持って実施する必要がある。					
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	労働災害による重度被災労働者は、じん肺、せき髄損傷等の傷病・障害を有する者が多いが、これらの者は、呼吸困難、肺炎等の合併症を発症しやすいことや、褥瘡、尿路障害等の併発疾病を発症しやすいなど、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災重度被災労働者に特有の症状がみられること、また、一人暮らしの者も相当数いることから、看護師等による専門的な支援が必要であるため、労災重度被災労働者に対して介護支援を行う本事業の優先度は高い。					
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	△	競争性のある企画競争により受託者を決めているが結果的に一者応札となっている。					
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、労災重度被災労働者の介護の援護等を図ることにより、労働者の福祉の増進を図ることを目的とした事業であり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。					
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	効果的な訪問支援の実施に努め、1日あたりの訪問支援件数は2件以上を目途とする計画を策定し、コストの削減に努めている。また、単位あたりコストは、介護保険制度における訪問看護の1件あたり費用と比較して低額であり妥当である。					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-					
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	委託費の全てが本事業を行う上で必要な経費として使用されている。					
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-					
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本事業の利用対象者となる労災重度被災労働者の名簿を受託者に提供し、直接訪問支援等をさせることにより受託者において効果的な事業の実施を図っている。					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は、見込みを上回っている。					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	利用者の有用度を把握することにより介護の質の向上を図っている。					
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	本事業は、労働災害による重度労災被災労働者のみを対象者としているため類似事業との適切な役割分担となっている。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業番号</th> <th>類似事業名</th> <th>所管府省・部局名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>訪問看護ステーション、一般社団法人全国訪問看護事業協会等</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名	-	訪問看護ステーション、一般社団法人全国訪問看護事業協会等	-	
事業番号	類似事業名	所管府省・部局名						
-	訪問看護ステーション、一般社団法人全国訪問看護事業協会等	-						
点検結果	労災年金受給者等のニーズに対応し、効果的・効率的な支援が行われており、適切に事業が実施されている。今後も必要な経費について要求するとともに、平成26年度からは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札を導入し、受託者の選定を行うことで、より良質かつ低廉な公共サービスの提供に努める。							
外部有識者の所見								
点検対象外								
行政事業レビュー推進チームの所見								
事業内容の改善執行実績に比べて予算が過大に計上されていないかという観点から、執行実績を踏まえ、予算を縮減すべき。								
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況								
縮減	事業の効率化を図り、訪問支援活動旅費等を見直したことによる削減							
備考								
関連する過去のレビューシートの事業番号								
	平成22年	660-15	平成23年	0990	平成24年	0834		

厚生労働省  
605百万円(平成24年度執行額)



事業管理・受託者への指導

【企画競争】

A. (財)労災サポートセンター  
605百万円

- ① 介護、看護、健康管理等に関する訪問支援
- ② 健康管理に関する医学専門的指導・相談
- ③ 在宅で介護を要する労災重度被災労働者に対する専門的介護の提供及び養成

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.(財)労災サポートセンター			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	職員給与、福利厚生費	294			
運営諸費	通信運搬費、光熱水料、印刷製本費、租税公課、広報周知費、備品費	161			
旅費	訪問支援旅費、健康管理指導医旅費、メンタルケア指導医旅費、研修旅費、会議旅費	72			
賃借料	事務所借料、労災ケアサポート支援システム賃借料、コピー機借料、電話機借料	41			
消費税	消費税	28			
謝金	健康管理指導医謝金、メンタルケア指導医謝金、研修謝金	9			
計		605	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

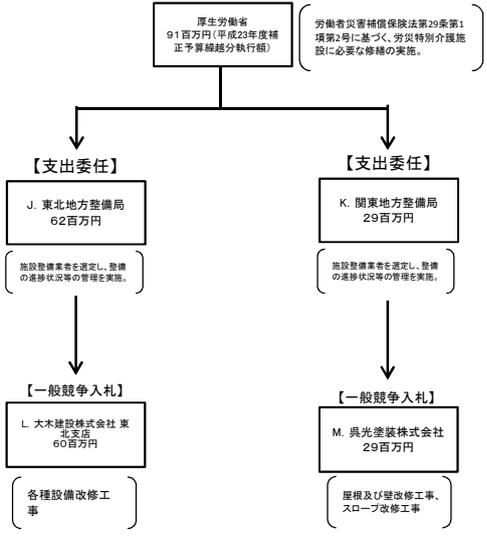
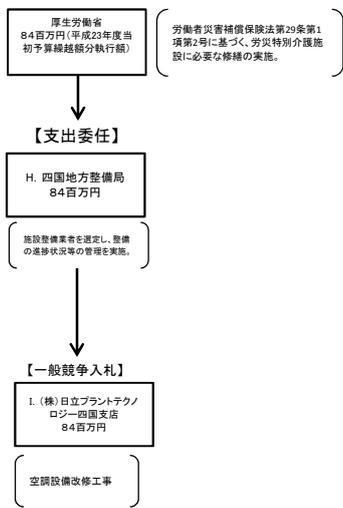
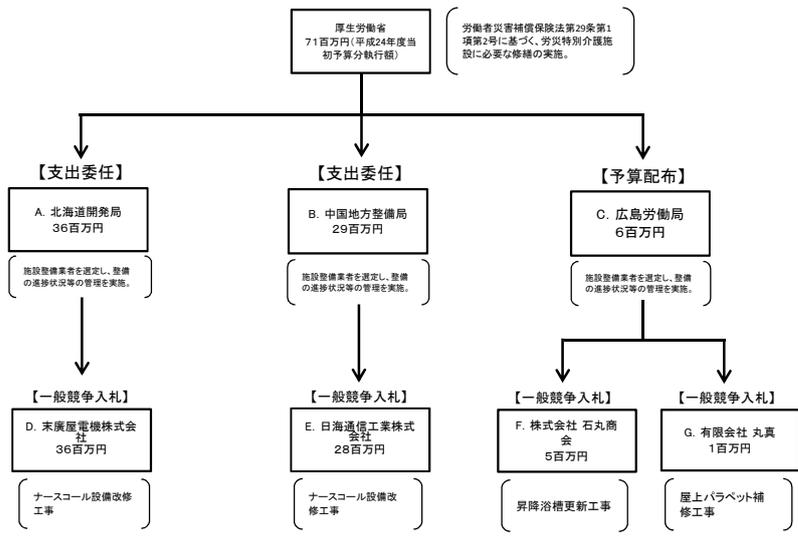
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	財団法人労災サポートセンター	在宅で介護、看護等を必要としている労災重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護等を図る。	605	随意契約	

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

<b>事業名</b>	労災特別介護施設設置費		<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成元年度		<b>担当課室</b>	労災保険業務課		藤永 芳樹		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		<b>関係する計画、通知等</b>	-				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働災害により被災したじん肺やせき髄損傷者等の高齢労災重度被災労働者で、在宅での介護が困難な者に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するために国が全国8カ所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)の特別修繕を行うことにより、施設入居者の安全な生活環境の整備及び円滑な施設運営を図ることを目的とする。							
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	国が全国8カ所に設置した労災特別介護施設の経年劣化に対応するため、当該施設・設備の特別修繕を実施する。							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算		291				
		繰越し等	58	△ 158	177			
		計	210	284	266	84	172	
	執行額	197	268	246				
	執行率 (%)	93.8%	94.4%	92.5%				
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	特に緊急性の高い労災特別介護施設(ケアプラザ)の修繕を実施し、平成25年度内に完了させる。なお、実績は右のとおり。				一部繰越し、翌年度に完了させた	一部繰越し、翌年度に完了させた	年度内に完了させた	年度内に完了させる
			達成度	%	-	-	-	
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	労災特別介護施設の設備等の工事に関し、支出委任先の国土交通省と随時、調整を行い、予算の範囲内で適切に業者を選定し、工事を実施する。なお、実績は右のとおり。			百万円	197 (210)	268 (284)	246 (266)	- (84)
			算出根拠	平成24年度実績 246百万円(執行額) ÷ 7件(工事件数)				
<b>平成25・26年度予算内訳</b>	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	施設設置費	84	172	緊急に修繕を要する設備が増えたことによる増				
	計	84	172					

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
必要投入の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	経年劣化が進行している施設の不備を放置することは、入居者の生命・生活を脅かしかねず、災害や事故が発生した場合、国が施設設置者としての責任を問われかねない重要な問題であることから、施設の入居者の安全な生活環境の整備及び円滑な運営を図る本事業のニーズは極めて高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	施設の設置者たる国が修繕を行うべきものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	経年劣化が進行している施設の不備を放置することは、入居者の生命・生活を脅かしかねず、災害や事故が発生した場合、国が施設設置者としての責任を問われかねない重要な問題であることから、施設の入居者の安全な生活環境の整備及び円滑な運営を図る本事業の優先度は極めて高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札により施工業者を決定している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	高齢防災重度被災労働者に対する施設介護サービスに必要な施設の修繕費であるため、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費用・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	防災特別介護施設の修繕に必要な費目のみである。		
事業の有効性	利用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	経年劣化した施設・設備を修繕することにより、入居者の安全な生活環境を整備することができ、専門的な施設介護サービスの安定的な供給が可能となっている。		
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	支出委任先が実施する工事の施工業者の選定方法(一般競争入札)、進捗状況・執行状況について、適宜報告を求め、適切な予算の執行となるよう努めている。					
	外部有識者の所見					
引き続き適正執行に努めること。(長崎、井手)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	重度被災労働者に施設介護サービスを提供する防災特別介護施設(ケアプラザ)の修繕のための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	660-16	平成23年	0991	平成24年	0835	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)

**費目・用途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と用途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.北海道開発局			E.日海通信工業株式会社		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
工事費等	ナースコール設備改修工事	36	工事費	ナースコール設備改修工事	28
計		36	計		28
B.中国地方整備局			F.株式会社 石丸商会		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
工事費等	ナースコール設備改修工事	29	工事費	昇降浴槽更新工事	5
計		29	計		5
C.広島労働局			G.有限会社 丸真		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
工事費等	昇降浴槽更新工事、屋上パラペット補修工事	6	工事費	屋上パラペット補修工事	1
計		6	計		1
D.末廣屋電機株式会社			H.四国地方整備局		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
工事費	ナースコール設備改修工事	36	工事費等	空調設備改修工事	84
計		36	計		84

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

I.(株)日立プラントテクノロジー四国支店			M.呉光塗装株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	空調設備改修工事	84	工事費	屋根及び壁改修工事、スロープ改修工事	29
計		84	計		29
J.東北地方整備局			N.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費等	各種設備改修工事	62			
計		62	計		0
K.関東地方整備局			O.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費等	屋根及び壁改修工事、スロープ改修工事	29			
計		29	計		0
L.大木建設株式会社 東北支店			P.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	各種設備改修工事	60			
計		60	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道開発局	ナースコール設備改修工事(支出委任経費)	36		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中国地方整備局	ナースコール設備改修工事(支出委任経費)	29		

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島労働局	昇降浴槽更新工事、屋上パラペット補修工事	6		

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	末廣屋電機株式会社	ナースコール設備改修工事	36	2	100%

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日海通信工業株式会社	ナースコール設備改修工事	28	2	82.6%

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社 石丸商会	昇降浴槽更新工事	5	2	51.3%

G.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	有限会社 丸真	屋上パラペット補修工事	1	4	81.6%

H.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	四国地方整備局	空調設備改修工事(支出委任経費)	84		

I.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)日立プラントテクノロジー四国支店	空調設備改修工事	84	1	87.9%

J.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東北地方整備局	各種設備改修工事(支出委任経費)	62		

K.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関東地方整備局	屋根及び壁改修工事、スロープ改修工事(支出委任経費)	29		

L.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大木建設株式会社 東北支店	各種設備改修工事	60	10	91.0%

M.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	呉光塗装株式会社	屋根及び壁改修工事、スロープ改修工事	29	4	91.5%

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

<b>事業名</b>	労災特別介護経費		<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成元年度		<b>担当課室</b>	労災保険業務課		藤永 芳樹		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		<b>関係する計画、通知等</b>	-				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	労働災害により被災したじん肺やせき髄損傷者等の高齢労災重度被災労働者で、在宅での介護が困難な者に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する労災特別介護施設(ケアプラザ)の運営を行うことにより、高齢労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図ることを目的とする。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者(傷病・障害の等級が第1級~第3級に該当する労災年金受給者で、原則60歳以上の者)に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在介護サービス等を提供する。							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	2,269	2,116	1,959	1,927	1,931	
		補正予算						
		繰越し等						
	計	2,269	2,116	1,959	1,927	1,931		
	執行額	2,269	2,112	1,959				
執行率(%)	100.0%	99.8%	100.0%					
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	本事業に対する入居者から、介護サービスは有用であった旨の評価を90%以上得る。		成果実績	%	93.3%	94.9%	95.0%	90%以上
			達成度	%	104%	105%	106%	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	全国8施設の年平均での入居率90%を維持する。		活動実績	%	90.3%	90.0%	90.0%	—
			(当初見込み)	%	(90.0%)	(90.0%)	(90.0%)	(90.0%以上)
<b>単位当たりコスト</b>	2,721,070(円/入居者1名あたり)		算出根拠	1,959,170,346円(24年度執行額)÷720名(24年度平均入居者)				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	介護費	1,332	1,336	人件費見直しによる増				
	その他運営経費	595	595					
	計	1,927	1,931					

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性		広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	高齢労災重度被災労働者は、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災被災労働者に特有の症状が見られること、また、労災被災労働者及びその家族の高齢化や核家族化の進展に伴い、在宅での介護が困難になっていることから、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを行う本事業のニーズは高い。		
		地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に、労災被災労働者の受ける介護の援護等を図る事業について実施することができることとされている。同条に規定されている事業を具体的に実施しているものが本事業であり、本事業は国が被災労働者に対し、責任を持って実施する必要がある。		
		明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	高齢労災重度被災労働者は、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災被災労働者に特有の症状が見られること、また、労災被災労働者及びその家族の高齢化や核家族化の進展に伴い、在宅での介護が困難になっていることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の規定に基づき、労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを行う本事業の優先度は高い。		
事業の効率性		競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	△	競争性のある企画競争により受託者を決めているが、結果的に一者応札となっている。		
		受益者との負担関係は妥当であるか。	○	高齢労災重度被災労働者に対する施設介護サービスの提供であるため、受益者との負担関係は妥当である。		
		単位当たりコストの水準は妥当か。	○	単位当たりコストは、介護保険の類似施設と比較しても高額ではなく、妥当なものとなっている。		
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—		
		費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	委託費は、介護関係職員等の人件費や施設運営経費など施設介護に必要なもののみで使用されている。		
		不利用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—	—		
事業の有効性		事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	有用度調査の結果を踏まえ、受託者において効果的かつ実効性の高い施設介護を実施している。		
		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は、見込みを上回っている。		
		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	入居者の有用度を把握することにより、介護の質の維持・向上を図っている。		
重複排除		類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	本事業では、高齢労災重度被災労働者のみを施設入居者として受け入れている。		
		事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
		—	療護センター運営事業	独立行政法人自動車事故対策機構		
点検結果		一定の入居率を維持し、介護保険給付水準も勘案したコスト設定により、有用性も評価されており、適切に事業を実施している。今後も必要な経費について要求するとともに、平成26年度からは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札を導入し、受託者の選定を行うことで、より良質かつ低廉な公共サービスの提供に努める。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	重度被災労働者に施設介護サービスを提供する労災特別介護施設(ケアプラザ)の運営のための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	660-16	平成23年	0992	平成24年	0836

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
1,959百万円(24年度執行額)

事業管理、受託者への指導

【企画競争】

A. (財)労災サポートセンター  
1,959百万円

全国8カ所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者に対し、専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在介護サービス等を提供する。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

A.(財) 労災サポートセンター			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	看護師、介護士、管理栄養士、理学・作業療法士、施設事務職員の給与等	1,474			
運営諸費	通信運搬費、介護用什器備品費、消耗品費、印刷製本費、光熱水料、事務機器等借上、雑役務費(施設管理業務)等	366			
消費税	消費税	93			
謝金	医療コンサルタント謝金、公演謝金等	16			
旅費	委員等旅費、会議出席等旅費等	10			
計		1,959	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

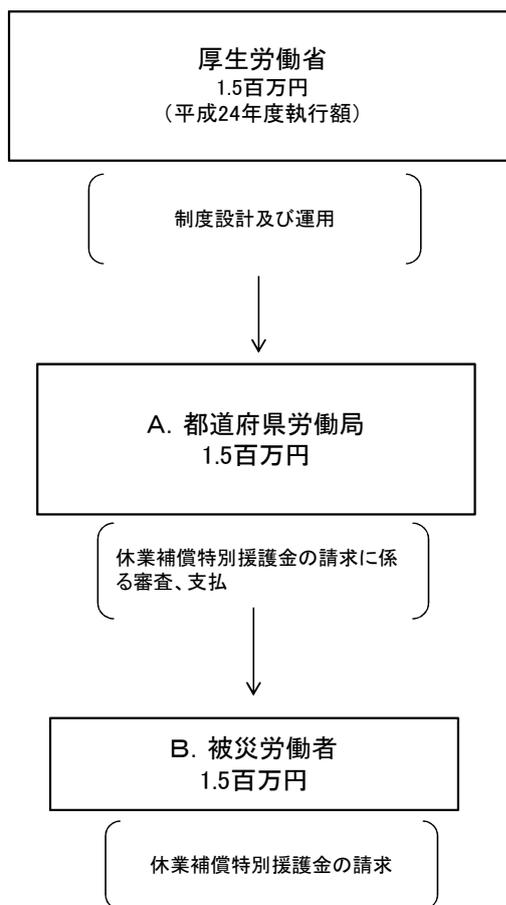
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	財団法人労災サポートセンター	労働災害により被災したじん肺やせき髄損傷者等の高齢労災重度被災労働者で、在宅での介護が困難な者に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する。	1,959	随意契約	

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

<b>事業名</b>	休業補償特別援護経費		<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	昭和57年度		<b>担当課室</b>	補償課		若生 正之		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		<b>関係する計画、通知等</b>	休業補償特別援護金支給要綱				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。遅発性疾病に罹患し、業務上の疾病と認定された労働者のうち、やむを得ない事由で事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日分相当額を支給し、もって被災労働者の援護を図る。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	休業(補償)給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、この休業待期3日間の休業補償をやむをえない事由で受けることができない遅発性疾病に罹患した被災者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
	計	0.5	2	2	2	1.5		
	執行額	2.1	2.1	1.5				
執行率(%)	420.0%	105.0%	75.0%					
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果目標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。		成果実績		—	95.7%	98.4%	80%
			達成度	%	—	120%	123%	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。		活動実績 (当初見込み)	件	89 ( — )	89 ( — )	64 ( — )	— (56)
			算出根拠	本経費は被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、単位当たりコストの算出はなじまない。				
<b>単位当たりコスト</b>	(円/ )							
平成25・26年度予算内訳	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	労災援護給付金	2	1.5	給付見込みの減による減				
	計	2	1.5					

事業所管部局による点検					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	本事業は、遅発性・慢性に罹患し業務上の疾病と認定された労働者のうち、やむを得ない事由で事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日分相当額を支給することにより、被災労働者の援護を図るものであり、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、国が実施すべき事業である(労働者災害補償保険法第29条第1項)。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、優先度が極めて高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は被災労働者の援護を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、被災労働者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	被災労働者に対する休業補償特別援護金の支給に必要な労災援護給付金の支給のみである。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	過去3箇年の支給実績の伸び率から積算した予定額を申請に基づく支給実績が下回ったことによるもの。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、労災保険給付を行う国が直接実施することが最も実効性の高い手段である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	本経費は被災労働者の援護のために必要な経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要がある。平成24年度は被災労働者のニーズに対応し、当初見込みの75%の執行実績となった。また、請求を受け付けたものについて、概ね一ヶ月以内に処理しており、適切に事業が実施されている。今後とも、既支給対象者、利用状況等を勘案し、適切に予算要求を行うこととともに、適切な事業を実施することとする。				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の変更執行実績に比べて予算が過大に計上されていないかという観点から、執行実績を踏まえ、予算を縮減すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減	執行実績を踏まえ給付見込額を見直したことによる削減				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	660-18	平成23年	0994	平成24年	0837

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補  
足する)  
(単位: 百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.北海道労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災援護給付金	休業特別援護金支給費	1.2			
計		1.2	計		0
B.被災労働者			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災援護給付金	休業特別援護金支給費	1.5			
計		1.5	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	1.2		
2	新潟労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.07		
3	熊本労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.04		
4	福井労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.03		
5	宮城労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.02		
6	和歌山労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.02		
7	茨城労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.02		
8	山形労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.02		
9	長野労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.02		
10	山口労働局	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.01		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者	休業補償特別援護金の請求	1.5		

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

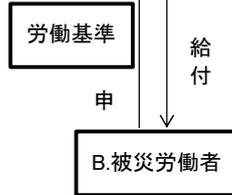
<b>事業名</b>	長期家族介護者に対する援護経費		<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成7年度		<b>担当課室</b>	労災管理課		木原 亜紀生		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護を図ること。				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		<b>関係する計画、通知等</b>	平成7年4月3日付け基発第199号				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	要介護状態にある重度被災労働者を長期間抱える世帯においては、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るべく、長期家族介護者援護金を支給しているものである。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し、自立した生活への援助を行う観点から、生活転換援護金(一時金100万円)を支給するもの。							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の 状 況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	24	49	51	29	31	
		補正予算						
		繰越し等						
	計	24	49	51	29	31		
	執行額	27	26	30				
執行率(%)	112.5%	53.1%	58.8%					
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。		成果実績	%	—	80.8%	83.30%	80%
			達成度	%	—	100.0%	100.00%	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。 ※本経費は被災労働者の遺族の請求に基づき生活転換援護金を支給するものであり定量的な活動指標を示すことは困難である。		活動実績 (当初見込み)	件	27 ( — )	26 ( — )	29 ( — )	— (31)
			算出根拠	援護金は請求1件につき1,000,000円で定額となっている。				
<b>単位当たりコスト</b>	1,000,000 (円/件)							
平成25・26年度予算内訳	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	<b>主な増減理由</b>				
	長期介護者に対する援護経費	29	31	支給見込みの増による増				
	計	29	31					

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	長期間要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合、その遺族の生活が著しく不安定になることを避けるため、国費を投入し、遺族に対して支援措置を講ずる必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、要介護状態にある被災労働者への保険給付業務を担う国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	援護金の支給によって、遺族の生活の激変緩和を図っており、重度被災労働者を長期間介護した遺族の援護のために必要であり、優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労災による被災労働者の遺族に対する支援措置であることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	通達に定められた支給額であり妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	支給に必要な援護金のみである。		
事業の有効性	利用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	申請に応じて、適正に給付を行ったものである。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—		
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	<p>本事業は、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、遺族の生活の激変を緩和するべく支給するものであり、過去3年間、30件程度の支給件数を維持しており、一定のニーズが見込まれる。また、平成24年度においては成果目標および活動指標を達成しているとともに、国費投入の必要性および事業の効率性の各観点からみて適正に実施されており、今後も執行実績を踏まえて必要額を精査し、予算要求を行うこととする。</p>					
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努めること。(長崎)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、遺族に対して、生活転換援護金を支給するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	660-20	平成23年	0996	平成24年	0838	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
30百万円  
(平成24年度執行額)

A.都道府県労働局  
30百万円



- 支給対象者  
以下の①～④のいずれの要件をも満たす者に支給する。
- ① 障害等級第1級の障害(補償)年金又は傷病等級第1級の傷病(補償)年金の受給者(ただし、受給期間が10年以上の者に限る)であって、次のいずれかに該当していた者の遺族であること。
    - ・ 神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要すること
    - (③に該当する者を除く。)
    - ・ 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に介護を要すること
    - ・ せき随の著しい障害により、常に介護を要すること
  - ② 妻又は55歳以上若しくは一

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.北海道労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
援護金	長期家族介護者に対する援護経費	7			
計		7	計		0
B.被災労働者の遺族			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
援護金	長期家族介護者に対する援護経費	30			
計		30	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	7		
2	宮城労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	3		
3	山形労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	2		
4	栃木労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	2		
5	長野労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	2		
6	兵庫労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	2		
7	鹿児島労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	2		
8	福島労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	1		
9	茨城労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	1		
10	新潟労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	1		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者の遺族	長期家族介護者に対する援護金の請求	30		

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

<b>事業名</b>	労災援護金等経費		<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成16年度		<b>担当課室</b>	補償課		若生 正之		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		<b>関係する計画、通知等</b>	労災援護金支給要綱				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。 労災保険制度に打ち切り補償制度が存在した時期(昭和35年3月31日以前)に打ち切り補償費の支給を受けたため、法律上労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の療養にかかる負担を軽減することにより、被災労働者の援護を図る。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	昭和35年3月31日以前に、労災保険法の規定による打切補償を受けた者であること等の支給要件を満たす者に対し、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給するもの。							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	18	16	10	12	13	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	18	16	10	12	13	
		執行額	7.4	12	12			
	執行率(%)	41.1%	75.0%	120.0%				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。		成果実績		—	100%	100%	80%
			達成度	%	—	125%	125%	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。		活動実績 (当初見込み)	件	44 ( — )	56 ( — )	47 ( — )	— (56)
			算出根拠	本経費は被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、単位当たりコストの算出はなじまない。				
<b>単位当たりコスト</b>	(円/ )							
平成25・26年度予算内訳	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	労災援護給付金・介護支給費	12	13	支給見込みの増による増				
	計	12	13					

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性		広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	労災保険制度に打ち切り補償制度が存在した時期に打ち切り補償費の支給を受けたため、法律上労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の療養にかかる負担を軽減することにより、被災労働者の援護を図るための制度であり、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。		
		地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、国が実施すべき事業である(労働者災害補償保険法第29条第1項)。		
		明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、優先度が極めて高い事業である。		
事業の効率性		競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—	—		
		受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は被災労働者の援護を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、被災労働者との負担関係は妥当である。		
		単位当たりコストの水準は妥当か。	—	—		
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—		
		費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	支給対象者に対する労災療養看護金、介護支給費の支給のみである。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—	—			
事業の有効性		事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、労災保険給付を行う国が直接実施することが最も実効性の高い手段である。		
		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—	—		
		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	—		
重複排除		類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	—		
		事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	<p>本経費は被災労働者の援護のために必要な経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要がある。また、24年度は被災労働者のニーズに応じ、当初見込みを上回る執行実績となったが、適切な事業が実施されている。今後とも、既支給対象者、利用状況等を勘案し、適切に予算要求を行うとともに、適切な事業を実施することとする。</p>					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	打ち切り補償費の支給を受けたため、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者を援護するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	660-22	平成23年	0998	平成24年	0840

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
12百万円(平成24年度執行額)

〔 制度設計及び運用 〕



A. 都道府県労働局  
12百万円

〔 労災援護金の申請に係る審査、支払 〕



B. 被災労働者  
12百万円

〔 労災援護金の請求 〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補  
足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.佐賀労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災援護給付金	療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用	6.91			
計		7	計		0
B.被災労働者			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災援護給付金	労災援護金支給費	12			
計		12	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	佐賀労働局	労災援護金の申請に係る審査、支払	6.91		
2	宮城労働局	労災援護金の申請に係る審査、支払	2.94		
3	長崎労働局	労災援護金の申請に係る審査、支払	1.01		
4	福岡労働局	労災援護金の申請に係る審査、支払	0.76		

B.

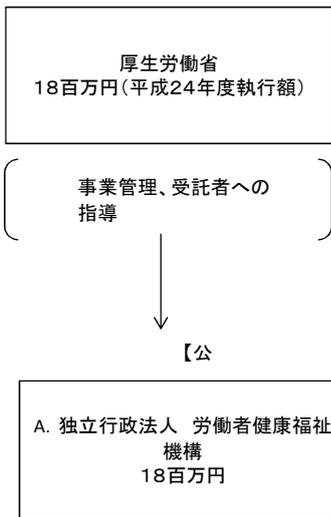
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者	労災援護金の請求	12		

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

<b>事業名</b>	石綿関連疾患診断技術研修事業		<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部		<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成18年度		<b>担当課室</b>	補償課		若生 正之	
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること			
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		<b>関係する計画、通知等</b>	石綿関連疾患診断技術研修事業委託要綱			
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	石綿関連疾患に係る診断技術の向上及び労災認定に不可欠な医学的所見に関する診断・計測技術の向上を目的として、医療関係者に対し、石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露所見の読映・検査方法や労災補償上の取扱い等について研修を委託して実施し、もって被災労働者の迅速・適正な救済を行うため。						
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	呼吸器系の疾患を取り扱う医師、産業医等の医療関係者に対し、受託者が以下の内容について研修プログラムを作成し、研修を実施する。 ・石綿に関する一般的知識、職域におけるばく露について ・石綿関連疾患の病態、診断及び臨床について ・石綿小体計測実習について ・労災補償制度について						
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
		補正予算					
		繰越し等					
		計	23	23	22	22	21
	執行額	19	22	18			
	執行率(%)	82.6%	95.7%	81.8%			
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)
	研修を実施した際のアンケートにおいて、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする。	成果実績	「有意義であった」旨の回答率	99.5%	82.2%	83.4%	80.0%
		達成度	%	124%	103%	104%	
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	全国各地域において、計20回の研修を実施し、延べ700人が受講すること。	活動実績	研修回数 受講人数	研修回数21回 受講人数687人 (研修回数17回、 受講人数500人)	研修回数31回 受講人数948人 (研修回数17回 受講人数500人)	研修回数27回 受講人数718人 (研修回数20回 受講人数700人)	— (研修回数20回 受講人数700人)
		算出根拠	研修1回あたり 18,267,916円(執行額)÷27(回)=676,589円				
<b>単位当たりコスト</b>	676,589 (円/研修1回)						
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	賃金・謝金	4	4	必要経費の見直しによる減			
	旅費	4	4				
	事務費等	13	12				
	消費税	1	1				
計	22	21					

事業所管部局による点検					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	本事業は、医師の石綿関連疾患に係る診断技術の向上を図り、一般の医療機関の医師に広く石綿関連疾患及び労災補償制度について理解を深めてもらうことにより、労災請求の勧奨等を通じて被災労働者の援護を図るため、実施するものであり、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	国が実施している労災保険給付における、石綿関連疾患に係る診断技術や労災認定に必要な医学的所見に関する診断・計測技術の向上を図るものであるため、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	石綿関連疾患に係る被災労働者の迅速・適正な救済に資するものであり、優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	高い成果水準を維持しながら事業を実施するためには、受託者の選定に当たり、石綿関連疾患に係る高度な専門的知識を有する医師等が、効果の高いものを企画、提供でき、かつ、本事業を確実に遂行できる事業実施体制を有することが必要であるが、本事業を実施する者が一者のみであることを検証するため、平成24年度から公募による調達を実施している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は被災労働者の援護を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、被災労働者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	目標を上回る回数の研修を実施できているため、単位当たりのコストの削減につながっており、水準妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	委託費のほとんどが研修講師に対する謝金や旅費に使用されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	受託者が保有している教材等を使用したことにより、事務費の不用があった。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	より効果的な研修を行うべく、研修内容について最新の医学的知見等を反映しており、受講者の満足度も高く実効性が高い。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は、見込みを上回っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	受託者が作成した研修教材等については次年度以降の受託者が活用できることとしている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	24年度においても80%を超える受講者から研修が有効であった旨の評価を受けるとともに、当初見込を上回る回数の研修を実施するなど、適切に事業が実施されている。今後も執行実績に基づいた予算要求を行うとともに、適切な事業を実施することとする。				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の改善コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すという観点から、必要経費の見直しにより、予算を縮減すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減	執行実績を踏まえ必要経費を見直したことによる削減				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	660-23	平成23年	0999	平成24年	0841

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



〔 研修プログラムの作成、研修の実施・運営 〕

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

A.独立行政法人 労働者健康福祉機構			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
謝金	研修プログラム検討委員会出席謝金、研修会講師謝金	10			
事務費	研修テキスト購入費、会場借料費、資料発送費	4			
旅費	研修プログラム検討委員会出席旅費、研修会出席旅費	3			
消費税	消費税	1			
計		18	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働者健康福祉機構	研修プログラムの作成、研修の実施・運営	18	随意契約	-

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

<b>事業名</b>	業務上疾病に関する医学的知見の収集		<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成21年度～平成24年度		<b>担当課室</b>	補償課		若生 正之		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		<b>関係する計画、通知等</b>	業務上疾病に関する医学的知見の収集事業に係る委託要綱				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	<p>労災請求事業の業務上外の判断や、認定基準等の策定・改正の検討に当たっては、最新の医学的知見を踏まえ、疾病の発生と業務との関係を明らかにすることが不可欠であるため、国内外の医学文献を収集することを目的とする。</p>							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	<p>放射線ばくによる疾病について、国内外の医学文献を収集、医学専門家により構成する医学文献検討委員会(以下「検討委員会」という。)においてレビュー対象とすべき医学文献を決定し、レビューを作成する。レビュー結果を報告書に取りまとめ、レビュー対象とした文献のサマリー及び収集した文献の原文とともに提出する。</p> <p>※ なお、平成25年度からは、「保険給付業務に必要な経費」に予算計上している。</p>							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算	16	16	16			
		繰越し等						
		計	16	16	16			
	執行額	7	12	16				
	執行率(%)	43.8%	75.0%	98.4%				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	医学的知見の収集を適切に行い、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定に資する基礎資料を得る。		成果実績		—	有用な基礎資料を得た	有用な基礎資料を得た	
			達成度	%	—	100%	100%	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	収集文献 1,200文献(24年度) (最低500文献)		活動実績 (当初見込み)		1,518 ( 1,500 )	3,142 ( 1,500 )	613 (1,200)	— ( — )
<b>単位当たりコスト</b>	25,693円 (1文献当たり)		算出根拠	15,750,000(決算額)÷613(収集文献数)=25,693(円)				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	計							

事業所管部局による点検					
項目			評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	業務上疾病の労災認定に当たっては、迅速・適正な処理が求められているところであり、その判断は、最新の医学的知見を踏まえて行う必要があることから、本事業は必要性が高く、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	国が実施している労災保険給付を行うための基礎資料を得ることを目的としており、国が実施すべき事業であった。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	業務上疾病の労災認定に当たっては、迅速・適正な処理が求められているところであるが、その判断は、最新の医学的知見を踏まえて行う必要があることから、本事業は必要性・優先度の高いものである。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札(総合評価落札方式)により委託先を選定することとした。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は被災労働者の援護を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、被災労働者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	一般競争入札(総合評価落札方式)により委託先を選定しており、単位当たりのコストの削減に努めた。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	文献収集・検討会運営経費等に必要経費のみである。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	専門的能力を有する委託先を選定し、活動実績も踏まえ、実効性を確保している。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	最低収集数を上回る数の文献を収集した。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	労働基準法施行規則の改正に係る検討等に活用している。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	<p>労災請求事業の業務上外の判断や、認定基準等の策定・改正の検討に当たっては、最新の医学的知見を踏まえ、疾病の発生と業務との関係を明らかにすることが不可欠であるため、本事業を実施した。</p> <p>一般競争入札(総合評価落札方式)により、専門的能力を有する委託先を企画内容及び費用の面から適切に選定することができ、また、医学的知見の収集を適切に実施し、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得ることができた。</p> <p>なお、本事業は平成25年度要求から「保険給付業務に必要な経費」に予算計上している。</p>				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
—					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
—					
備考					
—					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	660-24	平成23年	1000	平成24年	0842

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
15.8百万円(平成24年度執行額)

事業管理、受託者への指導



【一般競争入札(総合評価落札方式)】

A. 株式会社 三菱総合研究所  
15.8百万円

医学文献の収集、検討委員会で  
レビュー対象の検討・決定、レ  
ビュー作成。  
その後、レビュー結果を報告書と  
して取りまとめ、レビューに使用し  
た文献のサマリー及び収集した文  
献の原文とともに提出。

資金の流れ  
(資金の受け取  
り先が何を行っ  
ているかについ  
て補足する)  
(単位:百万  
円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.株式会社 三菱総合研究所			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	医学文献収集経費、医学文献検討会運営費等	15.8			
計		15.8	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)三菱総合研究所	化学物質等による疾病及び受動喫煙による疾病について、国内外の医学文献を収集、検討委員会においてレビュー対象とすべき医学文献を決定し、レビューを作成する。レビュー結果を報告書に取りまとめ、レビュー対象とした文献のサマリー及び収集した文献の原文とともに提出する。	15.8	2	75%

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

<b>事業名</b>	石綿確定診断等事業		<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成21年度		<b>担当課室</b>	補償課		若生 正之		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		<b>関係する計画、通知等</b>	石綿確定診断等事業委託要綱				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	石綿関連疾患の労災認定に不可欠な石綿関連疾患であることの確定診断や医学的所見の有無の確認等について、高度な専門知識と豊富な経験を有する複数の専門家や必要な計測機器等を確保できる機関等に委託し医学的所見を得ることで、迅速・適正な労災認定を行い、もって被災労働者の救済を図るため。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	受託者は、労働基準監督署等からの依頼等に基づき、複数の医学専門家等で構成される「石綿確定診断委員会」において以下の診断等を実施する。 ・ 石綿関連疾患についての確定診断 ・ 石綿関連疾患の認定に必要な医学的所見の有無の確認等 ・ 石綿小体及び石綿繊維計測							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算の状況	当初予算	25	18	17	16	16	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	25	18	17	16	16	
		執行額	13	10	10			
	執行率 (%)	52.0%	55.6%	58.8%				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	労働基準監督署等から石綿疾患の確定診断等の依頼を受けたものの全てについて確定診断等を実施する。		成果実績	確定診断実施件数	119	130	142	確定診断等の依頼を受けたものの全てについて確定診断等を実施する。
			達成度	%	100%	100%	100%	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	10回以上確定診断委員会を開催し、依頼を受けた事案全てについて確定診断等を行い、労働基準監督署等あて回答する。		活動実績	確定診断実施件数	119	130	142	—
			(当初見込み)		( 228 )	( 202 )	( 194 )	
<b>単位当たりコスト</b>	(円/ )		算出根拠	本事業は、確定診断のほか、石綿小体及び石綿繊維計測も実施しており、単位あたりのコストを算出することはなじまない。				
平成25・26年度予算内訳	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	謝金	1	1	—				
	旅費	2	2					
	事務費	12	12					
	消費税	1	1					
	計	16	16					

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は、診断が困難とされる石綿関連疾患について、労災認定に不可欠な石綿関連疾患であることの確定診断等について委託し、医学的所見を得ることで、迅速・適正な給付を図るものであるため、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	国が実施している労災保険給付の認定に資する医学的診断等を行うものであるため、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	石綿関連疾患に係る労災保険の迅速・適正な給付に資するものであり、優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	本事業は、医師の間でもより専門性が高くまた、極めて高い精度での診断等が求められる事業であり、受託者が保有する専門的知識、技術及び創意によって事業の成果が大きく影響されるものであるが、要件を具体的かつ詳細に網羅することは困難であることから、事業実施計画を価格とともに総合的に評価することが不可欠と判断し、競争性を高めるため、平成24年度から総合評価落札方式による一般競争入札で調達を実施している。なお、事業開始の平成21年度から平成23年度までは企画競争(随意契約)により調達を行っていたところである。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は被災労働者の援護を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、被災労働者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	石綿関連疾患の個別事案に係る確定診断等の実施に必要な経費の支出のみである。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	労働基準監督署からの依頼が少なかったため。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	成果実績、活動実績とも目標達成率100%であり、実効性が高い。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	確定診断実施件数は労働基準監督署等からの依頼に基づくため、必ずしも見込みどおりにはない。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	回答があった確定診断等を踏まえて、労働基準監督署において労災保険給付の認定を行っている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	平成24年度においても、成果目標及び活動指標を満たしており、適切に事業が実施されている。今後も執行実績に基づいた予算要求を行うとともに、適切な事業を実施することとする。					
外部有識者の所見						
執行率を勘案し予算額への反映が必要。(長崎、井手)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善:コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すという観点から、必要経費の見直しにより、予算を縮減するべき。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	執行実績を踏まえ、必要経費を見直したことによる削減。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	650-25	平成23年	1001	平成24年	0843	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
10百万円(平成24年度執行)

〔 事業管理、受託者への 〕



【一般競争入札(総合評価落札方

A. 独立行政法人 労働者健康福祉  
機構  
10百万円

〔 石綿関連疾患の確定診断等の実施 〕

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

A.独立行政法人 労働者健康福祉機構			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
謝金	石綿確定診断委員会出席謝金、買金	5			
旅費	確定診断委員会出席旅費	3			
事務費	石綿小体計測検査費、意見書送付料等	1			
消費税	消費税	1			
計		10	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働者健康福祉機構	受託者は、労働基準監督署長からの依頼等に基づき、複数の医学専門家で構成される「石綿確定診断委員会」において以下の事項を実施する。 ・ 石綿関連疾患についての確定診断 ・ 石綿関連疾患の認定に必要な医学的所見の有無の確認等 ・ 石綿小体及び石綿繊維計測	10	1	98%

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

<b>事業名</b>	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発		<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成22年度～平成24年度		<b>担当課室</b>	労災管理課		木原 亜紀生		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護を図ること。				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	労働者災害補償保険法第29条第1項1号		<b>関係する計画、通知等</b>	-				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	対象労働者の疾患の種類に応じ、医療機関側と事業主側との連携体制の下、当該労働者の職場復帰及びその後の治療と職業生活の両立を図るための具体的取組を行うとともに、取組における事例蓄積とその検証を行い、その成果を取りまとめることにより、被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的とする。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	<p>①脳・心臓疾患、②精神疾患その他のストレス性疾患、③腰痛その他の筋骨格系疾患、④職業性がんその他の悪性新生物の4疾患について、総合評価落札方式による一般競争入札により、各疾患毎に委託先を選定。(24年度は②、④について実施。)</p> <p>当該事業を委託し、疾患の種類に応じた事例の蓄積(1疾患あたり15件程度)を行うとともに、対象疾患が職務遂行能力等に与える影響や効果的な治療方法、労務管理上の課題や必要となる配慮等について外部委員等の参画による委員会等で整理、検証し、対象疾患に係る取組成果を報告書に取りまとめ、提出させる。</p> <p>※平成22年から3年間のモデル事業として実施しており、平成25年度から「治療と職業生活の両立支援対策事業」(新25-025)へ移行する。</p>							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	100	101	79			
	執行額	84	86	55				
	執行率(%)	84%	85%	70%				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	被災労働者等の治療と職業生活の両立等の支援に対する満足度(80%以上)		成果実績	%	①83%、②93% ③88%、④80%	①100%、②100% ③100%、④100%	②100%、④100%	
			達成度	%	100%	100%	100%	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	本調査研究において、治療と職業生活の両立等に資した事例数(1疾患あたり15件)		活動実績 (当初見込み)	事例数	①15事例 ②15事例 ③15事例 ④16事例  (①15事例 ②15事例 ③15事例 ④15事例)	①17事例 ②15事例 ③15事例 ④13事例  (①15事例 ②15事例 ③15事例 ④15事例)	②15事例 ④16事例  (②15事例 ④15事例)	
<b>単位当たりコスト</b>	1,800,000 (円/事例数)		算出根拠	55百万円÷31事例=1.8百万円/事例数 (24年度執行額÷24年度事例数)				
平成25・26年度予算内訳	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	<b>主な増減理由</b>				
	社会復帰促進等事業委託費			平成22年度から3年間のモデル事業として実施。 平成25年度より新規事業「治療と職業生活の両立等の支援対策事業」へ移行				
	計							

事業所管部局による点検					
項目			評価	評価に関する説明	
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労働力人口の減少が見込まれる中、より多くの人々が可能な限り就労を継続し、企業活動を支えていくことが望まれており、病気を抱えながら就労する労働者への支援は国費を投入し実施すべきである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	治療と職業生活の両立等の支援は、国として今後対策を重視していかなければならない課題であるため。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	被災労働者の社会復帰の促進を図るため、医療機関側と事業主側との連携体制の下、仕事と治療の両立についての事例蓄積とその検証を行い、その成果を取りまとめているものであり、優先度は高い。	
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	総合評価落札方式による一般競争入札により、事業遂行に必要な専門的能力を有する受託者を選定している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的としており、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	総合評価落札方式による一般競争入札により、受託者を決定しており、コストの削減に努めている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—	
	費目・使途が事業目的に即真に必要なものに限定されているか。		○	委託費に限定している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	入札差額により不用が生じたもの。	
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	成果実績及び活動実績身を踏まえ、実効性の高い手段となっている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	研究事例数を活動指標とし、事業全体で見込み以上の活動実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	収集した事例を活用し、検討会を行っており、今後の治療と職業生活の両立等の支援手法のあり方について検討している。	
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検 結果	本事業については総合評価落札方式による一般競争入札により受託者を決定しており、効率的な執行を行った。活動実績として各疾患の種類に応じた取り組み例等が事例として蓄積されており、引き続き情報収集を行うとともに労働者の職場復帰や就労継続のための体制整備について検討を行う必要がある。 ※平成25年度より新規事業「治療と職業生活の両立等の支援対策事業」へ移行。				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
—					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
—					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	—	平成23年	1003	平成24年	0844

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
55百万円(平成24年度執行額)

事業管理、受託者への指導

【一般競争入札(総合評価落札方式)】

【一般競争入札(総合評価落札方式)】

A. (独)労働者健康福祉機構  
23百万円  
②精神疾患その他のストレス性疾患

B. みずほ情報総研(株)  
32百万円  
④職業性がんその他の悪性新生物

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

(1)治療と職業生活の両立等を図るための取組の実施  
ア 対象疾患ごとに、医師・看護師・MSW(医療ソーシャルワーカー)等の担当チームが、対象労働者の疾患の種類・症状や職務内容等を踏まえ、治療方針・リハビリ方針等を検討し、労務管理上の留意事項等の整理。  
イ 治療方針等や労務管理上の留意事項等について、看護師・MSW等が企業(事業主・産業医等)に伝達、治療方針等に沿った就業時間・職務内容の見直しや病気休暇・有給休暇の活用など労務管理面での対応を調整。  
ウ 治療・リハビリが完了するまでの間の治療方針等や労務管理上の留意事項等を整理した「治療と職業生活の両立プラン」を策定、①医療機関、②対象労働者・家族、③企業で共有。  
(2)取組の検証、報告書の作成及び提出  
疾患の種類に応じた事例の蓄積を行い、対象疾患が職務遂行能力等に与える影響や効果的な治療方法、労務管理上の課題や必要となる配慮等、外部委員等の参画による委員会等で整理、検証し、報告書に取りまとめる。

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.(独)労働者健康福祉機構			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発等経費	23			
計		23	計		0
B.みずほ情報総研(株)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発等経費	32			
計		32	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	労働者健康福祉機構	・治療と職業生活の両立等を図るための取組の実施 ・取組の検証、報告書の作成及び提出	23	1	63%

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	みずほ情報総研(株)	・治療と職業生活の両立等を図るための取組の実施 ・取組の検証、報告書の作成及び提出	32	1	87%

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

<b>事業名</b>	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費		<b>担当部局</b>	労働基準局労災補償部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成16年度		<b>担当課室</b>	労災補償部労災管理課		木原 亜紀生		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1号		<b>関係する計画、通知等</b>	独立行政法人労働者健康福祉機構中期目標(第2期)(平成21年2月27日厚生労働省基第0227008号)				
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	<p>労災病院を除く療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、相談、情報の提供その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図り、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>上記に定める施設の施設整備及び機器整備に要する経費を補助することにより、機構法第12条に定める業務を円滑に行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>							
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	<p>以下のことを実施する(独)労働者健康福祉機構に対して、施設整備及び機器整備等の補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベスト関連疾患等といった労災疾病等13分野について、各労災病院における臨床データ等を活用した研究を行い、疾病等の予防法、治療法等の開発・普及</li> <li>・せき損等の重度の障害者に対する高度・専門的な治療・リハビリ等の提供</li> <li>・企業の産業医等に対する産業保健に関する研修等</li> </ul> <p>なお、事業仕分け等の結果を踏まえ、産業保健推進センターについては、管理部門の効率化等により、平成22年度より3カ年でセンター数を1/3以下とした他、労災リハビリテーション作業所については、入居者の退所先を確保しつつ順次廃止することとしている。</p>							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	1,187	2,457	2,662	2,661	2,640	
		補正予算		737				
		繰越し等	1,307					
	計	2,494	3,194	2,662	2,661	2,640		
	執行額	2,493	3,175	2,657				
執行率(%)	100.0%	99.4%	99.8%					
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)	
	本事業は、施設の施設整備及び機器整備等を行う事業であるため、定量的な成果目標を示すことは困難であるが、施設整備及び機器整備等を行うことにより、業務の効率化及びサービスの向上を図る。	成果実績	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	本事業は、施設の施設整備及び機器整備等を行う事業であるため、定量的な活動指標を示すことは困難であるが、予算の執行管理を徹底し、経費の節減に努めることとする。	活動実績(当初見込み)	-	-	-	-	-	
			(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
<b>単位当たりコスト</b>	(円/ )		算出根拠	個々の案件ごとに工事等の内容・性質が異なるため、単位当たりコストの算出は困難である。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	建設費	2,530	2,377	総合せき損センター増改築工事(病棟他)(H22~25)終了による減				
	特殊営繕費	119	207	施設老朽化に伴う修繕費の増				
	機器整備費	12	56	研究用機器の更新による増				
	計	2,661	2,640					

事業所管部局による点検					
項目			評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労災病院を除く施設の施設整備及び機器整備に要する経費に国費を投入することにより、機構法第12条に定める業務を円滑に行い、もって労働者の福祉の増進に寄与する。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1号に基づき、国が労働者健康福祉機構に対して交付決定を行う経費であることから、本事業は国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労災病院を除く施設の施設整備及び機器整備に要する経費を補助することにより、機構法第12条に定める業務を円滑に行い、もって労働者の福祉の増進に寄与するものであり、優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、機構法第12条に定める業務を円滑に行い、もって労働者の福祉の増進に寄与するものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	労災病院を除く施設の整備及び機器設備に要する必要な経費について交付している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		△	十分な活用が認められない労災リハビリテーション作業所については、入居者の退所先を確保しつつ順次廃止を進めている(以下「点検結果」参照。)	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	-	-	-		
点検結果	労災病院に対する施設整備費の補助は、平成16年度独法移行後に廃止(既に工事着工病院(7病院)に限り、第1期中期目標期間中(平成16~20年度)は経過措置として補助。)することで、大幅な予算額の縮減を図っており、労災病院の施設整備については、引き続き自前収入(医業収入)により措置することとしている。				
	「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、「随意契約等見直し計画」を策定している。契約監視委員会を定期的に開催し、随意契約及び一者応札案件の事後点検及び調達予定案件の事前点検を実施することで、更なる契約の適正化・効率化を進めている。				
	「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえた労災リハビリテーション作業所の順次廃止(平成23年度末に1施設、平成24年度にも2施設廃止しており、残る作業所も入居者の退所先を確保しつつ順次廃止を進めている。)				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	労災病院を除く療養施設等を修繕するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	-				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	908	平成23年	1005	平成24年	0846

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
2,657百万円  
(平成24年度執行額)

【施設整備費補助金】

独立行政法人評価委員会において、毎年度、全ての業務実績、財務状況等に関する評価を踏まえ、これらを反映させた業務運営を行うなど、適切な業務運営について指導を行っている。

独立行政法人  
労働者健康福祉機構  
2,657百万円

【一般競争入札等】

A 民間団体等  
58百万円(8社)

労災疾病研究センター、労災看護専門学校の施設整備に係る支出

【一般競争入札等】

B 民間団体等  
84百万円(6社)

産業保健推進センター、勤労者予防医療センターの施設整備に係る支出

【一般競争入札等】

C 民間団体等  
2,490百万円(14社)

労災リハビリテーション作業所、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センターの施設整備に係る支出

【一般競争入札等】

D 民間団体等  
25百万円(2社)

本部運営、産業殉職者慰霊事業、未払員金立替払、安全衛生融資等の施設整備に係る支出

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて  
補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A. 丸子電気工事(株)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
-	学校校舎等照明設備更新その他工事	26			
計		26	計		0
B. 戸田建設(株)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
-	内部被ばく線量測定所設置一式	72			
計		72	計		0
C. 安藤建設(株)			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
-	総合せき損センター新棟建設工事	1,188			
計		1,188	計		0
D. (株)トーテム			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
-	高尾みころも霊堂駐車場フェンス他改修工事	24			
計		24	計		0

支出先上位10者リスト

A.(労災疾病研究等の運営)民間団体等のうち上位10社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	丸子電気工事(株)	横浜労災看護専門学校校舎等照明設備更新その他工事	26	2	96.9%
2	大倭殖産㈱	関西労災看護専門学校図書室防音対策改修その他工事	10	2	99.6%
3	シンヨー電器(株)	横浜労災看護専門学校中央監視装置更新その他工事	7	1	97.5%
4	㈱浅沼組東北支店	東北労災看護専門学校校舎ガラスフィルム貼付その他工事	5	1	96.0%
5	協和医科器械(株)	横浜労災看護専門学校心電計	2	2	100.0%
		横浜労災看護専門学校ベッドサイドモニター	1	2	97.1%
6	アイティーアイ㈱	熊本労災看護専門学校超音波骨評価装置	3	2	94.2%
7	岸本建設㈱	岡山労災看護専門学校校舎雑排水配管整備その他工事	2	随意契約	
8	㈱朝日工業社	釧路労災看護専門学校暖房1・2階系統改修その他工事	2	1	93.6%

B.(産業保健事業等の運営)民間団体等のうち上位10社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	戸田建設㈱東北支店	東北労災病院勤労者予防医療センター内部被ばく線量測定所設置その他工事	72	随意契約	
2	テスコ(株)	東北労災病院勤労者予防医療センター呼吸代謝モニタリングシステム	5	1	100.0%
3	㈱アステム	九州労災病院勤労者予防医療センター内臓脂肪測定装置	3	1	99.3%
4	日本光電東京(株)	東京労災病院勤労者予防医療センター血圧脈波検査装置	2	2	99.8%
5	(株)マストレメディカル	中部労災病院勤労者予防医療センター高精度体成分分析装置	1	随意契約	
6	㈱東畑建築事務所 東北支所	東北労災病院勤労者予防医療センター内部被ばく線量測定所設置その他改修設計業務一式	1	随意契約	

C.(リハビリテーション関係施設の運営)民間団体等のうち上位10社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	安藤建設(株)	総合せき損センター新棟建築工事	1,188	2	78.5%
2	新日本空調(株)	総合せき損センター新棟機械設備(空調)工事	319	6	68.0%
3	日本電設工業(株)	総合せき損センター新棟電気設備工事	303	3	75.3%
4	須賀工業(株)	総合せき損センター新棟機械設備(衛生)工事	280	4	84.1%
5	東芝メディカルシステムズ(株)	総合せき損センター16列マルチスライスX線CT装置	58	2	100.0%
		総合せき損センターFPD搭載X線TV装置	50	1	99.6%
6	(株)島津製作所	総合せき損センターFPD搭載X線撮影システム	76	2	99.9%
7	(株)富士フィルムメディカル	総合せき損センター放射線情報管理システム	31	2	99.8%
		総合せき損センター医用画像情報システム	30	1	99.6%
8	(株)日立製作所	総合せき損センター昇降機設備工事	56	随意契約	
9	(株)ムトウ	総合せき損センターX線骨密度測定装置	26	2	99.2%
10	正晃(株)	総合せき損センター臨床検査システム	22	2	99.7%

## D.(その他)民間団体等のうち上位10社

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)トーテム	高尾みころも霊堂駐車場フェンス他改修工事	24	2	71.8%
2	(株)伊藤喜三郎建築研究所	高尾みころも霊堂空調設備更新その他改修設計業務	1	随意契約	